

入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■支店	普通	■■■■	効心 マサ

入出金明細

照会範囲：2024年04月01日～2024年04月26日 照会件数：6件

2024年04月26日 10時42分54秒時点の情報です。

全件数：6件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2024年04月01日	20,000円		セコム	

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2024年04月30 日	20,000円		セコム	

全件数：7件

入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■支店	普通	■■■■■	効ルマサ

入出金明細

照会範囲：2024年05月29日～2024年05月31日 照会件数：3件

2024年05月31日 16時42分30秒時点の情報です。

全件数：3件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2024年05月31日	20,000円		セコム	

全件数：3件

自動口座振替のご案内

〒 [Redacted]
[Redacted]

高橋 政雄 様

請求書番号	2403832020
登録番号	T6011001035920

[お問い合わせ先]
セコム株式会社
東浦和営業所
〒 336-0926
埼玉県 さいたま市 緑区 東浦和 7丁目
48-12 ガリレオビル3F
電話番号：048-810-4149

毎度格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
さて、下記のとおりご指定口座から口座振替させていただきますので、ご案内申し上げます。

2024年04月02日



ご請求金額	¥20,000
振替予定日	2024年04月30日

消費税率	税込計	消費税額
0%対象税込計		
8%対象税込計		
10%対象税込計	¥20,000	¥1,818
合計金額	¥20,000	¥1,818

指定口座	金融機関名	支店名	預金種目	口座番号
	川口信用金庫	[Redacted] 支店	**	*****

お知らせ	
------	--

通信欄	
-----	--

【明細】

(1 / 1)

コード	契約コード	ご契約対象/ご請求内容	発生日/対象期間	本体価格/税額	合計金額
	[Redacted]	事務室 様 ご契約料	2024/04/01~2024/04/30	¥18,182 ¥1,818	¥20,000
				税込合計金額	¥20,000

ご不明な点、お気付きの点がございましたらお手数ですが、ご連絡いただけますようお願い申し上げます。

整理番号 0003

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	06 年 04 月 01 日 他	支出額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">388</td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> </table>	百万	千	円	0	388	6
百万	千	円							
0	388	6							

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	<p>ダスキンレンタル他(4~7月分)</p>	<p>$1,507 \times \frac{1}{2} = 754$</p> <p>$2,377 \times \frac{1}{2} = 1,189$</p> <p>$1,507 \times \frac{1}{2} = 754$</p> <p>$2,377 \times \frac{1}{2} = 1,189$</p>
<p>領収書等貼付欄</p>		<p>政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする</p>

ダスキンフランチャイズチェーン加盟

お客様番号 XXXXXXXXXX 2100 4875 8162 4970
 小島 信昭 様
 ポイントカード

納品・請求書
 兼 領収書
 登録番号:T6070001004715

株式会社ダスキンサーヴ北関東
 ダスキン宮原支店
 〒331-0812 さいたま市北区宮原四丁目675-2
 TEL 048-654-0388 FAX 048-664-0390

No.100342405900

発行日 2024年4月1日 日次回訪問日 2024年4月29日 取引現金

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品回収訂正			備
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
ベーシックマットS・G	BSG	4W	1	1	693	1	1	693		
ニューダスキン小モップ	N-SAC	4W	1	1	814	1	1	814		

印紙
5万円以上
貼付

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額	消費税率
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額	
	1,370	137	1,507	1,507	10%

確認サイン

担当者名
XXXXXXXXXX

DUSKIN DDuet会員募集中!! 担当店コード【8000147】

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、〇〇代として)など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 3 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

政務活動及びその他の議員活動の
用途に使用するため1/2の按分とする

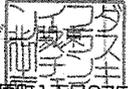
ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

お客さま名 XXXXXXXXXX 1000 4875 8162 4724
 小島 信昭 様
 ポイントカード

納品・請求書
兼 領収書

登録番号:T6070001004715

株式会社ダスキンサーヴ北関東
 ダスキン宮原支店
 〒331-0812 さいたま市北区宮原町1丁目675-2
 TEL 048-654-0388 FAX 048-654-0390



発行日 2024年 4月 29日 次回訪問日 2024年 5月 27日 取引 現金 No.100344023500

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品一回取訂正			備考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
ベーシックマットS・G	BSG	4W	1	1	693	1	1	693		
ハンディモップF	H-F	8W	1	1	870	1	1	870		
ニューダスキン小モップ	N-SAC	4W	1	1	814	1	1	814		

印紙
5万円以上
貼付

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	2,161	216	2,377	2,377

消費税率
10%

確認サイン

担当者名

TUSKIN DDuet会員募集中!! 担当店コード【8000147】

701

政務活動及びその他の議員活動の
用途に使用するため1/2の按分とする

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

お客さま名 XXXXXXXXXX 7770 4875 8162 4884
 小島 信昭 様
 ポイントカード

納品・請求書
兼 領収書

登録番号:T6070001004715

株式会社ダスキンサーヴ北関東
 ダスキン宮原支店
 〒331-0812 さいたま市北区宮原町1丁目675-2
 TEL 048-654-0388 FAX 048-654-0390



発行日 2024年 5月 27日 次回訪問日 2024年 6月 24日 取引 現金 No.100345457000

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品一回取訂正			備考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
ベーシックマットS・G	BSG	4W	1	1	693	1	1	693		
ニューダスキン小モップ	N-SAC	4W	1	1	814	1	1	814		

印紙
5万円以上
貼付

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	1,370	137	1,507	1,507

消費税率
10%

確認サイン

担当者名

TUSKIN DDuet会員募集中!! 担当店コード【8000147】

337

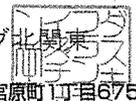
整理番号 3 - 3

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。
 政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

お客様番号 XXXXXXXXXX 5370 4875 8162 4439
 島 信昭 様
 ポイントカード

納品・請求書
 兼 領収書
 株式会社ダスキンサーヴ北関東
 ダスキン宮原支店
 〒331-0812 さいたま市北区宮原町1丁目675-2
 TEL 048-654-0388 FAX 048-654-0390



発行日 2024年6月24日 次回訪問日 2024年7月22日 取引現金 No.100346954600

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品・回収訂正			備考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
ベーシックマットS・G BSG 4W	1	1	693	1	1	693				
ハンディモップF H-F 8W	1	1	870	1	1	870				
ニューダスキン小モップ N-SAC 4W	1	1	814	1	1	814				

印紙
5万円以上
貼付

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	2,161	216	2,377	2,377

消費税率 10%

確認サイン

担当者名 XXXXXXXXXX

DUSKIN 00uet会員募集中!! 担当店コード【8000147】

376

整理番号			1	2
------	--	--	---	---

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 6年 4月 1日 </div> 5/7、6/6							
支出額	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div> <p>¥204,600</p> <p>(68,200 × 3)</p> <p>(按分した場合の積算方法 $204,600 \times \frac{9}{10} = 184,140$)</p> </div> <div style="text-align: right;"> <p>百万 千</p> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;">1</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">8</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">4</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">1</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">4</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> </tr> </table> <p>円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> </div> </div>		1	8	4	1	4	0
	1	8	4	1	4	0		
使 途	事務所家賃 (5月~7月分)							
支 出 先	(株) サ・ハウジング							

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団 印

事業用建物賃貸借契約書

貸主



借主 (印) (印) (印) 借主 榮 寛美

(以下「本契約」といふ)は、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」といふ)を、自署する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以上の条件で締結し、また甲と連帯保証人
(以下「丙」といふ)は、同契約約款の上記の乙の債務について連帯保証契約を締結した。

頭書(甲) 賃貸借の目的物の表示等	名称	入居タイプ			1階	101号室
	所在地	(登記簿) 春日部市南四丁目 3520番地21、3520番地22 (出京表示) 埼玉県春日部市南四丁目26-4				
	種別	アパルト	家屋番号	3520番21		
	構造	本造				
	面積	専有(登記)	20.00 ㎡ (約)	6.05 坪	その他使用可能な面積	2階建
物件の所有者	(住所)	[Redacted]				
	(氏名)	[Redacted]				
頭書(乙) 賃借条件	使用目的	事務所				
	賃料	月額 66,000 円(うち消費税 6,000 円)	敷金	(賃料の1ヵ月分)		
	管理費	月額 [Redacted] 円(うち消費税 [Redacted] 円)		(金額) 60,000 円		
	共益費	月額 2,200 円(うち消費税 200 円)	礼金	(賃料の1ヵ月分)		
	駐車料	月額 [Redacted] 円(うち消費税 [Redacted] 円)		(総額) 66,000 円 (うち消費税) 6,000 円		
	付属施設料	月額 [Redacted] 円(うち消費税 [Redacted] 円)	権借金	(総額) [Redacted] 円 (うち消費税) [Redacted] 円		
	雑費	月額 [Redacted] 円(うち消費税 [Redacted] 円)				
	保険料	総額 19,000 円(うち消費税 [Redacted] 円)	更新料	新賃料の1ヵ月分 (別途消費税)		
	保証料	68,200 円				
	保証金	[Redacted] 円(3.5㎡当たり [Redacted] 円)	更新手数料	新賃料の0.5ヵ月分 (別途消費税)		
	敷金・保証金の返還時期	本物件の明け渡し後				
	保証金の償却	建物明け渡し時 [Redacted] 円 (総額) [Redacted] 円 (うち消費税) [Redacted] 円 その他 [Redacted] 円	契約更新時 [Redacted] 円 (総額) [Redacted] 円 (うち消費税) [Redacted] 円	(償却率は、償却時から10日以内、補填1ヵ月以内とする。)		
	契約期間	令和5年06月02日 から、令和7年06月01日迄の2年0ヵ月0日間				
	借上の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から3ヵ月の経過をもって発生する。				
	賃料・管理費・共益費・駐車料及び雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持参払	(住所) 持参先 (氏名)			
振込先		口座No.		振込金額合計 (振込料は自己の負担とする)		
口座名義人		口座引落 委託会社名 保証会社		68,200 円		
翌月分を毎月27日迄に前払(翌月分前払)。 但し、振込の場合は、27日までに入金確認できるものとする。						

建物の 他	日 属 旅 設		[Redacted]		[Redacted]	
	貸	自動引下 No.	[Redacted]	自動引下 No.	[Redacted]	[Redacted]
	借	No.	[Redacted]	No.	[Redacted]	[Redacted]
	他	No.	[Redacted]	No.	[Redacted]	[Redacted]
建物の引渡し並に物件の引渡し日 令和5年06月02日				ボスボックス [Redacted]		

別紙、特約事項を参照してください。

本契約の締結を証する為本書3通を作成し、甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印した。甲乙丙各自が1通を保有する。

令和5年5月26日

	貸 主 甲	借 主 乙
住 所	〒 344-0021 埼玉県春日部市大場1057番地1	[Redacted]
電 話 番 号	048-739-1235	[Redacted]
代 名	[Redacted] 貸主代理人 株式会社サンハウジング 代表取締役 金子 勝博	榮寛美
この建物の保証人 丙	〒 [Redacted] (住所) [Redacted] (氏名) (乙との関係) (電話番号) (勤務先) (極度額)	〒 [Redacted] (住所) [Redacted] (氏名) (乙との関係) (電話番号) (勤務先) (極度額)
保証機関	エルズサポート(株)	

(緊急時の連絡先) 〒 [Redacted] (住所) [Redacted] (氏名) [Redacted] (電話番号) [Redacted] (乙との関係) [Redacted]

媒介業者		媒介業者	
免許番号	埼玉県知事(2)第22757号	免許番号	埼玉県知事(16)第[Redacted]号
主たる事務所	埼玉県春日部市大場1057番地1	主たる事務所	埼玉県春日部市中央1丁目1番地5
商 号	株式会社サンハウジング	商 号	株式会社マルヤ住宅
代表者	代表取締役 金子 勝博	代表者	代表取締役 新井 康紀
	宅地建物取引士		宅地建物取引士

登録番号	(甲) [Redacted]	登録番号	[Redacted]
氏 名	[Redacted]	氏 名	[Redacted]
事務所名	株式会社サンハウジング	事務所名	[Redacted]
所在地	埼玉県春日部市大場1057番地1	所在地	埼玉県春日部市中央1丁目1番地5
電 話	048-739-1235	電 話	TEL048-761-3737 FAX048-761-7010

整理番号 9

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和 6 年 0 4 月 0 1 日 <small>他</small>	支出額	百万 千 円 <input type="text"/> 2 <input type="text"/> 6 <input type="text"/> 4 <input type="text"/> 0 <input type="text"/> 0 <input type="text"/> 0 <small>※政務活動費を充当した金額を記載</small>
使 途	事務所家賃費(令和6年4月～令和6年6月の3ヶ月分)		

領収書等貼付欄

③事務所家賃 110,000円(1か月)×3か月=330,000円
 330,000 円 × 0.8 = 264,000 円
 政務活動に使用する割合が8/10であるため

領 収 証

美田むねあき県政事務所 様 No. _____

★ ￥110,000-

但 令和6年4月分事務所家賃費也
 令和6年 4 月 / 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額	
消費税額等(%)	



収 入
 印 紙

コクヨ ウケ-1097

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 9 - 1

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

領 収 証 美田むねあき県政事務所様 No. _____

★ ￥110,000 -
但 令和6年5月分事務所家賃費にて
令和6年5月1日 上記正に領収いたしました

内 訳
税抜金額
消費税額等(%)

●

収 入
印 紙
コクヨ ウケ-1097

領 収 証 美田むねあき県政事務所様 No. _____

★ ￥110,000 -
但 令和6年6月分事務所家賃費にて
令和6年6月1日 上記正に領収いたしました

内 訳
税抜金額
消費税額等(%)

●

収 入
印 紙
コクヨ ウケ-1097

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 美田宗亮 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	采女貸事務所		階	号室
	所在地	(住居表示)埼玉県三郷市采女1-91 (登記簿)三郷市采女1丁目91番地			
	構 造	軽量鉄骨造 木造瓦葺 / (2)階建			
	種 類	物置居宅	新築年 月	平成18年	9月
	面 積	115.08㎡の一部			
附 属 施 設					

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

2022年 4月 1日 から	2025年 3月 31日まで (3年間)
目的物件の引渡し時期	2022年 4月 1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 110,000 円 (内消費税相当額 10,000 円)	管理・ 共益費	月額 円 (別途消費税相当額 円)
家 財 保険料	円	敷 金	1,000,000 円 (預かり済)
更新料	100,000 円	事務 手数料	55,000 円
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 数	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 日まで	
賃料等 の支払 方法	<input type="checkbox"/> 振 込		
	<input checked="" type="checkbox"/> 持 参	持 参 先	埼玉県三郷市采女1-91
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先	(氏 名)
(担当者)	(自 宅)TEL

	(勤務先) TEL	(会社名・部署名)
	(携 帯) TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称	
所在地		TEL
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号		国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号)	
		※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	円
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣()第 号

頭書(8) 更新に関する事項

甲乙協議の上決定するものとします。

頭書(9) 特約事項

<ol style="list-style-type: none"> 賃料に電気代、水道代、家具代を含めるものとします。 駐車場1台含めるものとします。 2か月前更新とします。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2022年1月27日

甲・貸主	氏名	[Redacted]	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]		
乙・借主	氏名	美田宗亮	TEL	048-951-5826
	住所	[Redacted]		
丙・ 連帯保証人	氏名	[Redacted]	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]		
	極度額	円		

	A		B	
宅地建物取引業者	主たる事務所 所在地・TEL	埼玉県吉川市美南5-7-5 048-984-0729	主たる事務所 所在地・TEL	[Redacted]
	商号又は名称	株式会社KBMプロパティ	商号又は名称	[Redacted]
	代表者の氏名	小林 充則	代表者の氏名	[Redacted] ㊟
	免許証番号	埼玉県 知事 (1)第 24414号	免許証番号	大臣 知事 ()第 号
	免許年月日	令和3年 2月 19日	免許年月日	年 月 日
宅地建物取引士	氏名	[Redacted]	氏名	[Redacted] ㊟
	登録番号	([Redacted])号	登録番号	()第 号
	業務に従事する 事務所名	株式会社KBMプロパティ	業務に従事する 事務所名	[Redacted]
	事務所所在地 TEL	埼玉県吉川市美南5-7-5 048-984-0729	事務所所在地 TEL	[Redacted]

※㊟は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることできない。

3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。

4 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合

には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。

- 2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができない。

- 3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。

- 4 甲は、保証金から頭書(4)に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の乙の一切の債務を控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと

- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと

- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと

- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

- 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。

- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。

- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。

- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。

一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること

二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること

三 騒音等の迷惑行為を行うこと

- 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること
- 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
- 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
- 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、又は複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
- 4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
- 5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行う事ができる。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき
- 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条に規定する義務のいずれかに違反したとき
 - 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

- 第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。
- 2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

- 第14条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(明渡し)

- 第15条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。
- 4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(明渡し時の原状回復)

- 第16条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができ

ない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

2 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

(立入り)

第17条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第18条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第19条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散
- 五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

(延滞損害金)

第20条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第21条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする
- 二 丙が個人であるときには、前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする
- 三 丙が個人であるときには、丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする
 - ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る
 - イ 丙が破産手続き開始決定を受けたとき

ウ 乙又は丙が死亡したとき

四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙（前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人）は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする

五 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない

七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する

ア 乙の財産及び収支の状況

イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

3 頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない

二 乙が、前号の手続きをとらない場合、その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない

三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(免責)

第22条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故（第14条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

(協議)

第23条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第24条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(更新に関する事項及び特約事項)

第25条 前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書(8)又は(9)記載のとおりとする。

整理番号				7
------	--	--	--	---

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費 2：グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3：広聴費 4：要請・陳情等活動費 5：広報費
	【経常的経費】 6：人件費 ⑦：事務所費 8：事務費
	9：資料購入・作成費 10：交通費

支出年月日 6年 4月 1日 及4月30日,5月31日,7月1日	支出額 百万 千 円 3 8 7 2 0 ※政務活動費を充当した金額を記載
--	--

使 途 事務所セコム使用料 令和6年3,4,5,6月分 $48,400 \times 0.80 = 38,720$

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

セコム株式会社

3月分 12100 円 × 0.8 ≒ 9680 円
 4月分 12100 円 × 0.8 ≒ 9680 円
 5月分 12100 円 × 0.8 ≒ 9680 円
 6月分 12100 円 × 0.8 ≒ 9680 円
 合計 38720 円

政務活動に使用する割合が8/10以上であるため按分した額とする

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

別紙明細

埼玉県議会 自由民主党議員団 木下博信

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

7 - 7

領収書貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

店番 □ 口座番号

埼玉県議会 木下 博信様

埼玉りそな銀行 普通預金通帳

摘要	お支払金額	お預り金額	差
06-04-01 . 振替	*12,100	ヒコム.カ	

○他店支払いの小切手等で入金の場合は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。
 お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご相談ください。
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
 【項目名】お支払金額・お預り金額・繰上残高
 ・外貨普通預金の場合は、通貨見直し時に記載された通貨単位となります。
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

摘要	お支払金額	お預り金額	差
06-04-30 . 振替	*12,100	ヒコム.カ	
06-05-31 . 振替	*12,100	ヒコム.カ	
06-07-01 . 振替	*12,100	ヒコム.カ	

整理番号

9

ちようふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p style="text-align: center;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</div> </div> 年 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</div> </div> 月 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</div> </div> 日 <p style="text-align: right; font-size: small;">他</p>	支出額	<table style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="font-size: x-small; padding: 0 5px;">百万</td> <td style="font-size: x-small; padding: 0 5px;">千</td> <td style="font-size: x-small; padding: 0 5px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">2</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">9</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">1</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">8</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">4</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		2	3	9	1	8	4		
百万	千	円													
	2	3													
9	1	8													
4															
使 途	<p>事務所賃貸料</p> <p style="text-align: right;">265,760 × 0.90 = 239,184.0</p>														

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

- ③事務所賃貸料(令和6年4月～7月分)
- ⑤高橋稔裕
- 政務活動に使用する割合が9/10以上の為按分します

別紙明細

264,000

1760 (振込手数料)

 265,760

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 9 - 2

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

補記

- ③事務所賃貸料(令和6年4月~6月分)
- ⑤高橋稔裕

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
56707	06-04-02	10:48	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥66,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		C 認証	
(1万円) (5千円) (1千円)		(硬貨)	
万円	千円	千円	円

お振込明細またはご案内 電信

お受取人 **サイタマケツソッキン**
カソ
 普通 0661651
 クキミツヒ"ツツト"ウツヤハンハイ(カ様
 登録番号 0001

ご依頼人 **タカハツツヒロ セイムカット"ウツ"ムツヨ様**

電話番号 09018170065
 取扱番号 300026

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
56702	06-04-26	11:05	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥66,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		C 認証	
(1万円) (5千円) (1千円)		(硬貨)	
万円	千円	千円	円

お振込明細またはご案内 電信

お受取人 **サイタマケツソッキン**
カソ
 普通 0661651
 クキミツヒ"ツツト"ウツヤハンハイ(カ様
 登録番号 0001

ご依頼人 **タカハツツヒロ セイムカット"ウツ"ムツヨ様**

電話番号 09018170065
 取扱番号 300068

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
56706	06-06-03	10:10	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥66,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		C 認証	
(1万円) (5千円) (1千円)		(硬貨)	
万円	千円	千円	円

お振込明細またはご案内 電信

お受取人 **サイタマケツソッキン**
カソ
 普通 0661651
 クキミツヒ"ツツト"ウツヤハンハイ(カ様
 登録番号 0001

ご依頼人 **タカハツツヒロ セイムカット"ウツ"ムツヨ様**

電話番号 09018170065
 取扱番号 400040

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

整理番号 9 - 3

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

補記

- ③事務所賃貸料(令和6年7月分)
- ⑤高橋稔裕

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
56661	06-06-28	17:19
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥66,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (硬貨) (認証)		
円	千円	円

お振込明細またはご案内

お受取人
サイたまケツツキン
カツ
普通 0661651
クキミツヒツツトウツヤハツハイ(カ様
登録番号 0001
タカハツツヒロ セイムカツウツムツヨ様

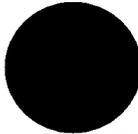
お依頼人
電話番号 09018170065
取扱番号 500010

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

賃貸借契約書

令和 3 年 4 月 10 日

賃貸人	住所	久喜市上清久1206-1	
	氏名	久喜三菱自動車販売株式会社	
賃借人	住所		
	氏名	高橋 稔裕	
場所	加須市土手2-17-15 (旧プレカット工場事務所 1F)		
賃料	1ヵ月 60,000円 (別途、消費税)		
	別途、電気、電話、ガス使用料、プロバイダー契約料は賃借人負担とする。		
	※ただし、公租公課の増徴、経済情勢、その他特別な変動があった場合は、契約期間中といえども賃料を変更するものとする。		
支払方法	前払いとし、毎月20日までに翌月分を支払うものとする。		
	※別途、電気、電話、ガス代及びプロバイダー契約料は3ヶ月ごとに合算分を請求する。		
期間	自 令和3年 5月 1日		
	至 令和4年 4月 30日 満 1 年間		
	※ただし、期間満了3カ月前に双方申し出無き場合は、期間を更新する。		
禁止	賃借権を第三者に譲渡または転賃することを禁止する。		
解約	賃貸人 3ヶ月前予告		
	賃借人 3ヶ月前予告 解約可能		
振込先			
	(ただし、振込手数料は、賃借人負担とする。)		

整理番号 43 -1

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	6 年 4 月 2 日 <small>他</small>	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9720</td> </tr> </table> <p><small>※政務活動費を充当した金額を記載</small></p>	百万	千	円	1	5	9720
百万	千	円							
1	5	9720							
使途	<p>事務所家賃(4月~6月分) 自民党越谷支部との共同事務所のため折半 133,100円×3か月分÷2×8/10=159,720円 政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>								

領 収 証

No. 008067

浅井明 様

2024年4月18日

金額 ¥ 133,100-

但し 森田ビル201号室4月分賃料として(2024年4月2日入金)
上記の金額正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

BEST HOUSING

株式会社ベストハウジング

本社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
 草加店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

扱者印

社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

整理番号 43 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

領 収 証

No. C08096

浅井明 様

2024年5月16日

金額

¥ 133,100-

但し 森田ビル201号室 2024年5月分賃料として
上記の金額正に領収いたしました (2024年5月2日入金)



内 訳

税抜金額

消費税額等 (%)

BEST HOUSING

株式会社ベストハウジング

- 本 社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草 加 店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

扱者印



社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

整理番号

43-3

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

領 収 証

No. 008183

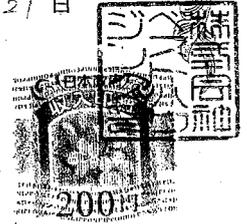
浅井 明 様

2024 年 6 月 21 日

金額

¥133,100-

但し 森田ビル 201号室 2024年6月分賃料として
上記の金額正に領収いたしました (2024年6月4日入金)



内 訳

税抜金額

消費税額等 (%)

BEST HOUSING

株式会社ベストハウジング

- 本 社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草 加 店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

扱 者 印



社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

43-4

建物賃貸借契約書(事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル		
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24		
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て		
用途	事務所		
契約面積	2 階部分	35.34 m ²	

(2) 使用目的

県政事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023年7月1日 から	3年0月間	
終期	2026年6月30日 まで		

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額	117,700 円	(内消費税等	10,700 円	・ 税率 10 %)	
共益費(管理費)	月額	15,400 円	(内消費税等	1,400 円	・ 税率 10 %)	
保証金(敷金)		321,000 円	賃料の	3	ヶ月相当額	
保証金(敷金)の償却・敷引						
		円			円	
礼金		〆 円				
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 27 日までに支払う				
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>					
	振込先金融機関名・支店名				口座種別	
	口座番号		口座名義人・フリガナ			
	振込手数料負担者	借主	持参先			

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	()
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

43-5

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
--------	---	---

特約条項

・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。
 この場合借主は書面にて承諾の依頼をするとともに配置図などを添付することとする。
 貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
 ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(別途法定消費税)を支払うこととする。
 ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。
 ・消費税の税率に応じて消費税額相当分変動するものとする。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和 5 年 6 月 10 日

貸主 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

借主 住所 埼玉県越谷市越ヶ谷 1-8-6

氏名 浅井 明 電話番号 048 (962) 5777

連帯保証人 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 媒介 ・ 代理

取引態様 媒介 ・ 代理

免許証番号 国土交通大臣 (4) 第 6029 号

免許証番号 第 号

事務所所在地 埼玉県草加市栄町3丁目4-6

事務所所在地

商号 株式会社 ベストハウジング

商号

代表者等 八巻 康雄

代表者等

登録番号 ([Redacted]) 第 [Redacted] 号

登録番号 第 号

宅地建物取引士 [Redacted]

所属する事務所 本店 宅地建物取引士

整理番号 44-1

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	6 年 4 月 2 日	支出額	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">13</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">200</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		13	200
百万	千	円							
	13	200							
使 途	<p>事務所看板代(4月~6月分)</p> <p>5,500円×3か月×8/10=13,200円</p> <p>政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>								

領 収 証

No. 008068

浅井明 様

2024年4月18日

金額

¥5,500-

収 入
印 紙

但し森田ビル201号室2024年4月分看板(1)代として
上記の金額正に領収いたしました (2024年4月2日入金)

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

BEST HOUSING

株式会社ベストハウジング



- 本 社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草 加 店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

抜者印



社印・抜者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

整理番号 44 - 2

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

領 収 証

No. C08097

浅井明 様

2024年5月16日

金額 ¥ 5,500-

収 入
印 紙

但し森田ビル201号室 2024年5月分看板(1)代として
上記の金額正に領収いたしました (2024年5月2日入金)

内 訳
税抜金額
消費税額等 (%)

BEST HOUSING
株式会社ベストハウジング



- 本 社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草 加 店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

扱 者 印

社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

整理番号 44 - 3

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

領 収 証

No. 008184

浅井 明 様

2024年6月21日

金額 ¥5,500-

収 入
印 紙

但し 森田ビル 201号室 2024年6月分角板(1)代として
上記の金額正に領収いたしました (2024年6月4日入金)

内 訳
税抜金額
消費税額等 (%)

BEST HOUSING

株式会社ベストハウジン



- 本 社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草 加 店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

扱 者 印

社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

44-4

建物賃貸借契約書 (事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル		
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24		
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て		
用途	事務所		
契約面積	2 階部分	35.34 m ²	

(2) 使用目的

県政事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023年7月1日 から	3年0月間	
終期	2026年6月30日 まで		
貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。			

(4) 賃料等

賃料	月額 117,700 円	(内消費税等 10,700 円 ・ 税率 10 %)	
共益費(管理費)	月額 15,400 円	(内消費税等 1,400 円 ・ 税率 10 %)	
保証金(敷金)	321,000 円 賃料の 3 ヶ月相当額		
保証金(敷金)の償却・敷引			
	円	円	
礼金	〆 円		
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 27 日までに支払う	
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>		
	振込先金融機関名・支店名		口座種別
	口座番号		口座名義人・フリガナ
	振込手数料負担者	借主	持参先

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	()
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

44-5

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
--------	---	---

特約条項

借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。

この場合借主は書面にて承諾の依頼をするともに配置図などを添付することとする。

貸主は借主に対し書面により承諾することとする。

看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(別途法定消費税)を支払うこととする。

更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。

消費税の税率に応じて消費税額相当分変動するものとする。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和 5 年 6 月 10 日

貸主

住所

氏名



電話番号

借主

住所

埼玉県越谷市越ヶ谷 1-8-6

氏名

浅井 明

電話番号 048 (962) 5777

連帯保証人

住所

氏名

電話番号

極度額

3,194,400

円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様

媒介 ・ 代理

取引態様

媒介 ・ 代理

免許証番号

国土交通大臣 (4) 第 6029 号

免許証番号

第

号

事務所所在地

埼玉県草加市栄町3丁目4-6

事務所所在地

商号

株式会社 ベストハウジング

商号

代表者等

八巻 康雄

代表者等

登録番号

() 第 号

登録番号

第

号

宅地建物取引士

()

所属する事務所 本店 宅地建物取引士

整理番号 11 - 1

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>〔調査研究・政策立案活動費〕</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>〔広聴・広報活動費〕</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>〔経常的経費〕</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
----------------------------------	---

支出年月日	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 6年 4月 3日 </div> <p style="font-size: small;">67年5月6日, 67年6月3日</p>	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: x-small;">百万</td> <td style="font-size: x-small;">千</td> <td style="font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">2</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">03</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">787</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円	2	03	787
百万	千	円							
2	03	787							

使 途	<p>事務所賃借料 + 振込手数料 (5、6、7月分)</p> <p style="text-align: right;">$75000 \times 3 = 225000$</p>
-----	--

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

⑤鈴木 正人

支払先(株)JST

別紙明細

$(225000 + 1430) \times 0.9 = 203787$

政務活動費の割合が9割のため

1430 [振込手数料]

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 1 - 2

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		***	
取扱店	お取引日	時刻	
38806	06-04-03	10:41	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥75,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			C認証 (優) (良)

お振込明細またはご案内
お受取人 カワク"チツキン ツキ
普通 0810281
か)コスモ様
登録番号 0007
ス"キマサト セイムカット"ウツ"ムツヨ様

ご依頼人 電話番号 [REDACTED]
取扱番号 300010
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		***	
取扱店	お取引日	時刻	
38746	06-05-06	14:36	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥75,000	¥550	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			C認証 (優) (良)

お振込明細またはご案内
お受取人 カワク"チツキン ツキ
普通 0810281
か)コスモ様
登録番号 0007
ス"キマサト セイムカット"ウツ"ムツヨ様

ご依頼人 電話番号 [REDACTED]
取扱番号 600026
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		***	
取扱店	お取引日	時刻	
38841	06-06-03	13:39	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥75,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
[REDACTED]			
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			C認証 (優) (良)

お振込明細またはご案内
お受取人 カワク"チツキン ツキ
普通 0810281
か)コスモ様
登録番号 0007
ス"キマサト セイムカット"ウツ"ムツヨ様

ご依頼人 電話番号 [REDACTED]
取扱番号 400039
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

1-3

事業用賃貸借契約書（事務所）更新

貸主代理 （株）コスモ（以下「甲」という。）と借主 鈴木正人（以下「乙」という。）は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	成 田 貸 事 務 所		
	所 在 地	(住居表示) 志木市中宗岡1-1-2		
		(登記簿) 志木市中宗岡1-3471-3		
	構 造	木造・鉄骨・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他() /瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他() / ()階建/全()戸		
	種 類	事務所	新築年月	昭和 53年 4月
面 積	49.55㎡			
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容

事務所

頭書(3) 契約期間

2024年 1月 15日 から 2027年 1月 14日まで (3年間)

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 75,000円 (内消費税等 円)	管理・ 共益費	月額 円 (内消費税等 円)	家 財 保険料	10,000円
敷 金	150,000円 (賃料 2ヵ月)	礼金	円	附 属 施設料	月額 円 (内消費税等 円)
	円 (賃料 ヵ月)	償 却			
その他の条件					
貸与する鍵	鍵No.				
	本 数	本			
賃料等の支払時期		翌月分を前月 日まで			
賃料等 の支払 方法	<input type="checkbox"/> 振 込				
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅) TEL	
	(勤め先) TEL	(会社名・部署名)
	(携帯) TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称 株式会社 コスモ	
所在地	新座市新座3-4-41	TEL 048(480)3500
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号	
全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名 (賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士:登録番号) ※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 更新に関する事項

更新事務手数料として家賃の1ヶ月分払うものとする

頭書(8) 特約事項

<p>事務所内外装・設備等、借主は貸主に対して、買取請求しないものとする。</p> <p>明け渡し時は中には何もない状態で引き渡すものとする。</p> <p>更新契約はいたしますが、建物老朽化に伴い生じる不具合は家主には修繕義務がなく、借家人が自ら修繕すべきものとする。</p> <p>事務所としての使用に耐えられなくなった場合は、速やかに明け渡すこと。明け渡しに際にかかる費用は貸主は一切負担いたしません。</p>
--

1-5

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年12月6日

甲・貸主代理	氏名	株式会社コスモ	TEL	048(480)3500
	住所	新座市新座3-4-41		
乙・借主	氏名	鈴木 正人	TEL	
	住所			
連帯保証人	氏名		TEL	()
	住所			
保証機関	※機関保証を利用する場合に記入して下さい。			

	A		B	
宅地建物取引業者	商号又は名称	株式会社コスモ	商号又は名称	
	代表者の氏名	菊地 崇	代表者の氏名	Ⓢ
	主たる事務所所在地・TEL	新座市新座3-4-41 048-480-3500	主たる事務所所在地・TEL	
	免許証番号	埼玉県知事(3)第21803号	免許証番号	()第 号
	免許年月日	2年 4月 1日	免許年月日	年 月 日
宅地建物取引主任者	氏名		氏名	Ⓢ
	登録番号		登録番号	知事第 号
	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	株式会社コスモ 新座市新座3-4-41 048-480-3500	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	

※Ⓢは実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号 2-1

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
----------------------------------	--

支出年月日	6 年 4 月 3 日 6年5月6日, 6年6月3日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">30</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">987</td> </tr> </table> ※政務活動費を充当した金額を記載	百万	千	円		30	987
百万	千	円							
	30	987							

使 途	契約地増場代+振込手数料 (5,6,7月分) 1,000×3 = 3,000
-----	--

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

$(3,000 + 1,430) \times 0.9 = 3,098.7$

⑦ 鈴木正人

支払先(有) 寛久土地

別紙明細 政務活動費の割合が9割のため

1,430 [振込手数料]

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 2 - 2

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。 RESONA

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		***	
取扱店	お取引日	時刻	
38806	06-04-03	10:39	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥11,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****		*****	
お取引現金内訳		C 認証	
(1万円) (5千円) (1千円)		(硬貨)	
円	円	円	円

お振込明細またはご案内
お受取人 トウキョウツツキン
ツキ
当座 0200261
1) ケイキユウト子様
登録番号 0001
ご依頼人 スス*キマサト セイムカツト*ウツ*ムツヨ様
電話番号 [REDACTED]
取扱番号 400010

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。 RESONA

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		***	
取扱店	お取引日	時刻	
38746	06-05-06	14:34	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥11,000	¥550	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****		*****	
お取引現金内訳		C 認証	
(1万円) (5千円) (1千円)		(硬貨)	
円	円	円	円

お振込明細またはご案内 05月07日付電信
お受取人 トウキョウツツキン
ツキ
当座 0200261
1) ケイキユウト子様
登録番号 0001
ご依頼人 スス*キマサト セイムカツト*ウツ*ムツヨ様
電話番号 [REDACTED]
取扱番号 500027

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。 RESONA

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		***	
取扱店	お取引日	時刻	
38841	06-06-03	13:37	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥11,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****		*****	
お取引現金内訳		C 認証	
(1万円) (5千円) (1千円)		(硬貨)	
円	円	円	円

お振込明細またはご案内
お受取人 トウキョウツツキン
ツキ
当座 0200261
1) ケイキユウト子様
登録番号 0001
ご依頼人 スス*キマサト セイムカツト*ウツ*ムツヨ様
電話番号 [REDACTED]
取扱番号 300055

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

駐 車 場 契 約 書

所在地 富士見市水谷東2-3248-1

名称 富久前 駐車場

番号 No. [Redacted]
賃料 1ヶ月 金 10,000 円也 (別途消費税)
敷金 金 [Redacted] 円也 (無利息の約定)

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

- 第1条 賃貸借の期間は令和5年5月16日より令和6年5月15日まで1年とする。
但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。
- 第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲指定の口座に振込むこと、万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告もせずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場合以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規制に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第7条 乙の車に場合で他車による事故発生或いは天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙は速やかに損害を賠償するものとする。
- 第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除するときは、1ヶ月前に互いに通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。
- 第10条 乙は賃借している場所であっても、車両以外の物一切を置いてはならないものとする。

特約条項

振込先 [Redacted]

上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上1通を所持する。

令和5年5月15日

貸主(甲) 住所 埼玉県富士見市水谷東3-88-14
氏名 有限会社 恵久土地
取締役 市川 理恵子

電話 [Redacted]

借主(乙) 住所 埼玉県志木市中宗岡1-1-2
氏名 鈴木 正人
電話 048-476-7525

仲介人 住所
氏名
電話

取引主任者 氏名
登録番号

2-3

駐 車 場 契 約 書

所在地 富士見市水谷東2-3248-1

名称 富久前 駐車場

番号 No. [REDACTED]

賃料 1ヶ月 金 11,000 円也 (消費税込 10%)

敷金 金 [REDACTED] 円也 (無利息の約定)

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

第1条 賃貸借の期間は令和6年5月16日より令和7年5月15日まで1年とする。

但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。

第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲指定の口座に振込むこと、万が一ヶ月なりとも滞納せる場合は、敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告もせずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。

第3条 車は契約の場合以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。

第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。

第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規制に違反した場合、甲は直ちに解約すること出来る。

第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。

第7条 乙の車に場合で他車による事故発生或いは天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙は速やかに損害を賠償するものとする。

第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除するときは、1ヶ月前に互いに通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

第10条 乙は賃借している場所であっても、車両以外の物一切を置いてはならないものとする。

特約条項

振込先 [REDACTED]

上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上1通を所持する。

令和6年5月15日

貸主(甲) 住所 埼玉県富士見市水谷東3-88-14

氏名 [REDACTED]

代表取締役 市川 理恵子

電話 [REDACTED]

借主(乙) 住所 埼玉県志木市中宗岡1-1-2

氏名 鈴木 正人

電話 048-476-7525

仲介人

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

電話 [REDACTED]

取引主任者

氏名 [REDACTED]

登録番号 [REDACTED]

整理番号 4 - 1

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
----------------------------------	--

支出年月日	6 年 4 月 3 日 6年5月6日 6年6月3日	支出額	百万 千 円 1 5 0 4 8 ※政務活動費を充当した金額を記載
-------	--	-----	---

使 途	廃棄物処理代行手数料 (3、4、5月分) $5500 \times 3 = 16500$
-----	---

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

⑤ 鈴木正人 $(16500 + 220) \times 0.9 = 15048$

支払先 大村商事(株) 政務活動費の割合が
9割のため

別紙明細

220 [振込手数料]

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 4 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017			
取扱店	お取引日	時刻	
38806	06-04-03	10:40	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥5,500	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C認証 (硬貨)	

お振込明細またはご案内
お受取人
サイタマリツナ
ツキ
普通 0619492
オオムラツヨウツ(カ様
登録番号 0002
スス キマサト セイムカット ウツ ムツヨ様
ご依頼人
電話番号 [REDACTED]
取扱番号 030005

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017			
取扱店	お取引日	時刻	
38746	06-05-06	14:35	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥5,500	¥220	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (6千円) (1千円)		C認証 (硬貨)	

お振込明細またはご案内
お受取人
サイタマリツナ
ツキ
普通 0619492
オオムラツヨウツ(カ様
登録番号 0002
スス キマサト セイムカット ウツ ムツヨ様
ご依頼人
電話番号 [REDACTED]
取扱番号 060001

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017			
取扱店	お取引日	時刻	
38841	06-06-03	13:37	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥5,500	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	
[REDACTED]			
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C認証 (硬貨)	

お振込明細またはご案内
お受取人
サイタマリツナ
ツキ
普通 0619492
オオムラツヨウツ(カ様
登録番号 0002
スス キマサト セイムカット ウツ ムツヨ様
ご依頼人
電話番号 [REDACTED]
取扱番号 030003

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

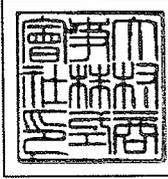
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

4-3

出力日 : 2024/04/02 16:33

請求書



請求先 (発行先コード: XXXXXXXXXX) 〒353-0002 埼玉県志木市 中宗岡1-1-2 TEL : 048-476-7525 鈴木正人事務所 <p style="text-align: center;">御中</p>	請求元 〒353-0003 埼玉県志木市下宗岡 2-18-20 TEL : 048-472-0328 大村商事株式会社  登録番号 : T1030001045239
---	--

請求書発行日	2024年4月2日(火)
請求書番号	000018754
締日	2024年3月31日(日)
支払期限	

平素は格別のお引立てを賜り、誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

請求金額	5,500 円
-------------	---------

件名 :

※BtoBプラットフォーム 請求書では、請求書発行者のID及び履歴情報保管により、信頼性が担保されています。

前回請求金額	入金額	調整金額	繰越金額	今回請求金額 (税抜)	今回消費税額	今回請求金額 (税込)
				5,000	500	5,500

10%対象 (税抜)	5,000	消費税額	500	請求金額 (税込)	5,500
-------------------	-------	-------------	-----	------------------	-------

支払方法	銀行振込
振込先	(0133)武蔵野銀行 (022)志木 当座預金 2000597 材ムラヨウジ(カ)
	(0017)埼玉りそな銀行 (388)志木支店 普通預金 0619492 材ムラヨウジ(カ)
備考	支払期日:翌月末日

4-4

請求元：大村商事株式会社

出力日：2024/04/02 16:33

明細日付	明細項目	単価	数量	単位	金額	消費税額	請求金額
明細番号		部門			備考		
メモ1				メモ2			
会計伝票日付	借方負担部門	借方科目	借方補助科目	貸方負担部門	貸方科目	貸方補助科目	
摘要							
2024/03/31	廃棄物処理代3月分	4,000	1	式	4,000 (課税 10%)		
		[REDACTED] 鈴木正人事務所					
			-				-
2024/03/31	(3) 段ボール収集運搬	1,000	1	式	1,000 (課税 10%)		
		[REDACTED] 鈴木正人事務所					
			-				-

※商品コードは16桁まで表示されます。

4-5

出力日 : 2024/05/07 09:50

請求書



請求先 (発行先コード: XXXXXXXXXX)

〒353-0002
埼玉県志木市
中宗岡1-1-2

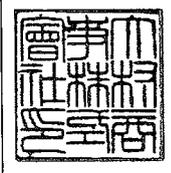
TEL : 048-476-7525

鈴木正人事務所

御中

請求元

〒353-0003
埼玉県志木市下宗岡
2-18-20



TEL : 048-472-0328
大村商事株式会社

登録番号 : T1030001045239

請求書発行日	2024年5月2日(木)
請求書番号	000020332
締日	2024年4月30日(火)
支払期限	

平素は格別のお引立てを賜り、誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

請求金額	5,500 円
------	---------

件名 :

※BtoBプラットフォーム 請求書では、請求書発行者のID及び履歴情報保管により、信頼性が担保されています。

前回請求金額	入金額	調整金額	繰越金額	今回請求金額 (税抜)	今回消費税額	今回請求金額 (税込)
				5,000	500	5,500

10%対象 (税抜)	5,000	消費税額	500	請求金額 (税込)	5,500
------------	-------	------	-----	-----------	-------

支払方法	銀行振込
振込先	(0133)武蔵野銀行 (022)志木 当座預金 2000597 オムラヨウジ(カ)
	(0017)埼玉りそな銀行 (388)志木支店 普通預金 0619492 オムラヨウジ(カ)
備考	支払期日:翌月末日

4-6

請求元：大村商事株式会社

出力日：2024/05/07 09:50

明細日付	明細項目	単価	数量	単位	金額	消費税額	請求金額
明細番号	部門		備考				
メモ1				メモ2			
会計伝票日付	借方負担部門	借方科目	借方補助科目	貸方負担部門	貸方科目	貸方補助科目	
摘要							
2024/04/30	廃棄物処理代4月分	4,000	1	式	4,000	(課税 10%)	
		[REDACTED] 鈴木正人事務所					
			--				--
2024/04/30	(3) 段ボール収集運搬	1,000	1	式	1,000	(課税 10%)	
		[REDACTED] 鈴木正人事務所					
			--				--

※商品コードは16桁まで表示されます。

4-7

出力日 : 2024/06/05 16:13

請求書



請求先 (発行先コード: XXXXXXXXXX)

〒353-0002
埼玉県志木市
中宗岡1-1-2

TEL : 048-476-7525

鈴木正人事務所

御中

請求元

〒353-0003
埼玉県志木市下宗岡
2-18-20

TEL : 048-472-0328
大村商事株式会社

登録番号 : T1030001045239

請求書発行日	2024年6月4日(火)
請求書番号	000022208
締日	2024年5月31日(金)
支払期限	2024年6月30日(日)

平素は格別のお引立てを賜り、誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

請求金額	5,500 円
------	---------

件名 : 廃棄物処理代

※BtoBプラットフォーム 請求書では、請求書発行者のID及び履歴情報保管により、信頼性が担保されています。

前回請求金額	入金額	調整金額	繰越金額	今回請求金額 (税抜)	今回消費税額	今回請求金額 (税込)
				5,000	500	5,500

10%対象 (税抜)	5,000	消費税額	500	請求金額 (税込)	5,500
------------	-------	------	-----	-----------	-------

支払方法	銀行振込
振込先	(0133)武蔵野銀行 (022)志木 当座預金 2000597 材ムラヨウジ(カ)
	(0017)埼玉りそな銀行 (388)志木支店 普通預金 0619492 材ムラヨウジ(カ)
備考	

4-8

請求元：大村商事株式会社

出力日：2024/06/05 16:13

明細日付	明細項目	単価	数量	単位	金額	消費税額	請求金額
明細番号		部門			備考		
メモ1				メモ2			
会計伝票日付	借方負担部門	借方科目	借方補助科目	貸方負担部門	貸方科目	貸方補助科目	
摘要							
2024/05/31	廃棄物処理代5月分	4,000	1	式	4,000	(課税 10%)	
		鈴木正人事務所					
			--				--
2024/05/31	(3) 段ボール収集運搬	1,000	1	式	1,000	(課税 10%)	
		鈴木正人事務所					
			--				--

請求書

2024年 4月 1日

登録番号

T-1030002082644

金子ゆう太 県政事務所 様

製鉄原
有限会社 笹島商店
埼玉県鴻巣市雷電
電話 048(541)0637
電話 0493(54)5977
FAX 048(54)8870

下記のとおり 申し上げます

税込合計金額 ¥5,500 税率 10% 消費税額 500

月日	品名	数量	単価	金額(税抜・税込)				摘要
3/	1 廃棄物処理代	1	5,000.00			500	00	
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
	9							
	10							
	11 【お振込先】 埼玉県信用金庫 鴻巣支店							
	12 (普) 0507032 (有) 笹島商店							
	合計					500	00	

整理番号 176

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p>	<p>6年 4月 5日</p>	<p>支出額</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px;">844</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円			844
百万	千	円							
		844							
<p>使 途</p>	<p>ごみ袋代とし</p> <p style="text-align: right; font-size: 1.2em;">1056 × 0.8 = 844</p>								

<p>領収書等貼付欄</p>	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p>
<p>02ケヨーライツ</p> <p>運田店 TEL. 048-765-8650</p> <p>商品の返品・交換は、1週間以内に お願い致します。レシートを 必ずご一緒にお持ち下さい。 登録番号 14040001002054 お買い上げありがとうございます</p>	<p>領収証</p> <p>2024年04月05日(金) 10:15 印0003</p> <p>016 DCM 白さ鮮やかコピー用紙 ¥4,385</p> <p>016 印刷が映えるコピー用紙A4 (¥767×5コ) ¥3,835</p> <p>020 DCM 兼茶500mlケース ¥1,725</p> <p>* 017 運田市燃えるゴミ用45L (¥528×2コ) ¥1,056</p> <p>合計 ¥11,001</p> <p>税合計 ¥970</p> <p>(内10%対象額 ¥9,276)</p> <p>(内10%税額 ¥943)</p> <p>(内8%対象額 ¥1,725)</p> <p>(内8%税額 ¥127)</p> <p>クレジット お買上点数 ¥11,001 9点</p> <p>印No7937 店No130231</p>
<p>※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、〇〇代として)など何に支出されたか分かるような記載、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。</p>	

整理番号 0014

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	06 年 04 月 08 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">10</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">689</td> </tr> </table>	百万	千	円	4	10	689
百万	千	円							
4	10	689							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>06年05月07日 政務活動事務所</p> <p>06年06月03日 玄関マット及び清掃用品代</p>
-----	--

領収書等貼付欄

政務活動に使用する割合が9/10であるため

$$3959 \times 3 \times 0.9 = 10689.3$$

- ※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 0014-2

お客様名 須賀あきお様

納品・請求書
兼領収書

ダスキン 光洋
株式会社 光洋

〒350-0066 川越市連雀町2-12
TEL 049-224-2389 FAX 049-226-4189

納品日 06年 04月 08日 次回訪問日 05月 06日 D月 00998 4W
取引 (現金)

T9030001054686

商 品 名	契約数	前回残	単 価	納品予定		区分	納品・回収訂正			訂正後 残 数
				数量	金 額		納品数	金 額	回収数	
DWLH 吸塵吸水マット L(抗菌)	1	1	1969	1	1969					
BSC3G おそうじペーパーマット3 グレー	1		1990	1	1990					
BSSS-G おそうじペーパーマット3 シュッシュG		1		0						
BLALA-G おそうじペーパーマット3 ララG		1		0						
BSC3CL ペーパーマット3用クリーナー				0						
10%合計			3,959							内消費税 (359)

印紙
5万円以上
貼付

前回未収残	税 抜 金 額		消 費 税		合 計 金 額		領 収 額	
	訂正後	税抜金額	訂正後	消費税	訂正後	合計金額	訂正後	領収額
(10%)		3,600		359		3,959		3,959

受領サイン

伝票 NO.0010437720

相 当 者 名

DUSKIN

お客様名 須賀あきお様

納品・請求書
兼領収書

ダスキン 光洋
株式会社 光洋

〒350-0066 川越市連雀町2-12
TEL 049-224-2389 FAX 049-226-4189

納品日 06年 05月 07日 次回訪問日 06月 03日 D月 00998 4W
取引 (現金)

T9030001054686

商 品 名	契約数	前回残	単 価	納品予定		区分	納品・回収訂正			訂正後 残 数
				数量	金 額		納品数	金 額	回収数	
DWLH 吸塵吸水マット L(抗菌)	1	1	1969	1	1969					
BSC3G おそうじペーパーマット3 グレー	1		1990	1	1990					
BSSS-G おそうじペーパーマット3 シュッシュG		1		0						
BLALA-G おそうじペーパーマット3 ララG		1		0						
BSC3CL ペーパーマット3用クリーナー				0						
10%合計			3,959							内消費税 (359)

印紙
5万円以上
貼付

前回未収残	税 抜 金 額		消 費 税		合 計 金 額		領 収 額	
	訂正後	税抜金額	訂正後	消費税	訂正後	合計金額	訂正後	領収額
(10%)		3,600		359		3,959		3,959

受領サイン

伝票 NO.0010443548

相 当 者 名

DUSKIN

お客様名 須賀あきお様

納品・請求書
兼領収書

ダスキン 光洋
株式会社 光洋

〒350-0066 川越市連雀町2-12
TEL 049-224-2389 FAX 049-226-4189

納品日 06年 06月 03日 次回訪問日 07月 01日 D月 00998 4W
取引 (現金)

T9030001054686

商 品 名	契約数	前回残	単 価	納品予定		区分	納品・回収訂正			訂正後 残 数
				数量	金 額		納品数	金 額	回収数	
DWLH 吸塵吸水マット L(抗菌)	1	1	1969	1	1969					
BSC3G おそうじペーパーマット3 グレー	1		1990	1	1990					
BSSS-G おそうじペーパーマット3 シュッシュG		1		0						
BLALA-G おそうじペーパーマット3 ララG		1		0						
BSC3CL ペーパーマット3用クリーナー				0						
10%合計			3,959							内消費税 (359)

印紙
5万円以上
貼付

前回未収残	税 抜 金 額		消 費 税		合 計 金 額		領 収 額	
	訂正後	税抜金額	訂正後	消費税	訂正後	合計金額	訂正後	領収額
(10%)		3,600		359		3,959		3,959

受領サイン

伝票 NO.0010448325

相 当 者 名

DUSKIN

整理番号 0013 $\frac{1}{2}$

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	06 年 04 月 10 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">300</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">96</td> </tr> </table>	百万	千	円		300	96
百万	千	円							
	300	96							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>事務所照明修繕費及振込手数料</p> <p style="text-align: right;">$33,440 \times 0.9 = 30,096$</p>
-----	---

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

経年劣化のため器具交換

ご利用明細票

本日はご来店いただきありがとうございます。

年月日	取扱店番号	機械	処理番号	銀行番号
060410	045	02	0058	0133#
種別	店舗番号	口座番号	番	号
09		***		
お取引内容	手数料	お取引金額		
お支払		¥33,440		
お取引時刻	お取引後残高			
11:30	*****			
埼玉県信用金庫				
南古谷支店				
当座 口座番号 0401043				
受取人 1)アカキテンキ様				
依頼人 シフヤマミコ様				
振込日 06-04-10				
振込金額 ¥33,000				
振込手数料 ¥440				
0410010				
				印紙納付につき大宮 税務署承認済

別紙明細

ないこと。
足りない場合は、別紙を使用すること。
(を付すこと。)

＜ご注意＞
○暗証番号は他人に絶対知られないようご注意ください。銀行員が電話などで暗証番号をおたずねすることはありません。

武蔵野銀行

、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、ない場合は、余白に補記すること。)

13 - $\frac{2}{2}$

2024年3月30日
請求番号 240216-20

請求書

渋谷真実子 様

件名 渋谷真美子様事務所照明修繕

下記のとおり御請求申し上げます。

有限会社 赤城電機
 〒350-0001
 埼玉県川越市古谷上1123-2
 代表取締役 古川貴志
 TEL:049-235-0610
 FAX:049-235-7729
 登録番号 T9030002072068



合計金額(消費税等込)

¥33,000

月	日	品名	数量	単位	単価	金額
3	22	ライトバー 40形一般タイプ	2	台	13,000	26,000
		交換工事費	2	式	2,000	4,000
お振込みの場合は、下記へお願い致します。			小計		30,000	
埼玉縣信用金庫 南古谷支店			消費税等(10%)		3,000	
当座 0401043			合計		33,000	
有限会社 赤城電機						

整理番号 0 0 0 9

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和6年4月10日他	支出額	百万 千 円 <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;">1</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">4</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">8</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">5</td> </tr> </table>			1	4	8	5
		1	4	8	5				

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	清掃用フロアモップレンタル料(4月、5月、6月分) 政務活動及びそのたの議員活動の用途に使用するため1/2按分とする。 (按分した場合の積算方法 $990 \times 3 \text{か月} \times 1/2 = 1,485 \text{円}$)
-----	---

領収書等貼付欄	自民党県議団
③ ⑤ 埼玉県議会自由民主党議員団	

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、
 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 0009 1

領収書貼付欄

お客様名 ██████████
埼玉県議会議員 長峰 秀和 様

納品・請求書
兼 領収書
登録番号: T6070001004715
██████████

ダスキン坂戸
株式会社ダスキンサーヴ北関東
〒350-2213 鶴ヶ島市脚折1523-6
TEL 049-285-5695 FAX 049-286-7731
☎0120-00-5695

発行日 2024年 4月 10日 次回訪問日 2024年 5月 8日 取引 現金 No.100203522100

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品・回収訂正			備考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
フロアモップF FM-DF 4W	1	1	990	1	1	990				

2024年04月04日時点 DDuetコイン残数 ██████████

印紙
5万円以上
貼付

前回未収残	税抜金額 訂正後 税抜金額	消費税 訂正後 消費税	合計金額 訂正後 合計金額	領収額 訂正後 領収額
	900	90	990	990

消費税率 10% 確認サイン 担当 者 名 ██████████ P# ██████████ 622

DUSKIN

お客様名 ██████████
埼玉県議会議員 長峰 秀和 様

納品・請求書
兼 領収書
登録番号: T6070001004715
██████████

ダスキン坂戸
株式会社ダスキンサーヴ北関東
〒350-2213 鶴ヶ島市脚折1523-6
TEL 049-285-5695 FAX 049-286-7731
☎0120-00-5695

発行日 2024年 5月 8日 次回訪問日 2024年 6月 5日 取引 現金 No.100204096900

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品・回収訂正			備考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
フロアモップF FM-DF 4W	1	1	990	1	1	990				

2024年04月23日時点 DDuetコイン残数 ██████████

印紙
5万円以上
貼付

前回未収残	税抜金額 訂正後 税抜金額	消費税 訂正後 消費税	合計金額 訂正後 合計金額	領収額 訂正後 領収額
	900	90	990	990

消費税率 10% 確認サイン 担当 者 名 ██████████ P# ██████████

お客様名 ██████████
埼玉県議会議員 長峰 秀和 様

納品・請求書
兼 領収書
登録番号: T6070001004715
██████████

ダスキン坂戸
株式会社ダスキンサーヴ北関東
〒350-2213 鶴ヶ島市脚折1523-6
TEL 049-285-5695 FAX 049-286-7731
☎0120-00-5695

発行日 2024年 6月 5日 次回訪問日 2024年 7月 3日 取引 現金 No.100205239500

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品・回収訂正			備考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
フロアモップF FM-DF 4W	1	1	990	1	1	990				

2024年05月30日時点 DDuetコイン残数 ██████████

印紙
5万円以上
貼付

前回未収残	税抜金額 訂正後 税抜金額	消費税 訂正後 消費税	合計金額 訂正後 合計金額	領収額 訂正後 領収額
	900	90	990	990

消費税率 10% 確認サイン 担当 者 名 ██████████ P# ██████████

DUSKIN

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	6 年 4 月 10 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">864</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円			864
百万	千	円							
		864							
使 途	<p style="font-size: large; text-align: center;">事務所コシ処理代</p> <p style="text-align: right; font-size: large;">960 × $\frac{9}{10}$ = 864</p>								

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

別紙明細

[振込手数料]

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(被番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、○○代として)など何に支出されたか分かるような記載)、④差行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 14 - 2

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

納入通知書兼領収書(計量票)

納入場所	狭山市稲荷山環境センター	伝票No	31
納入者	住所	狭山市東町 1-14-11	
	氏名	南山 徹	
車両番号	XXXXXXXXXX	地区	狭山市
年月日	2024/04/10	時間	10:21
業者名等	事業者		
銘柄	可燃ごみ		
総重量	1,580 kg	空車重量	1,540 kg
正味重量	40 kg	単価	240 円/10kg
金額	960 円 10%対象		
	87 円 内消費税		
一般廃棄物処理手数料納入通知書		領収印日付	
狭山市長	小谷野 剛		
狭山市登録番号:T4000020112151			
備考			

整理番号 0020

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	06年04月15日	支出額	百万 千 円 [] [] [] 630
※政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	ゴミ袋 購入費 他
-----	-----------

領収書等貼付欄
 政務活動に使用する割合が9/10であるため 按分率100円×90%=630円
 ゴミ袋代、コピー用紙代、接着用品代

領 収 証 新井家事務所 様 No. _____

★ / 350-

内 訳	
現金	但 可燃ゴミ袋
小切手	/
手 形	/

税率	税込金額	消費税額等
%		
税率	税込金額	消費税額等
%		

6年4月15日
 上記正に領収いたしました

埼玉県秩父市中原町S-11
 プロパティ
 TEL0494-22-0800
 登録番号

収入印紙

Ca-98

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

		2	0	-	1
--	--	---	---	---	---

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

領 収 証

新井豪事所様

6年6月7日

★ 7,350-

但「ゴミ袋代」

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

埼玉県秩父市中町8-11

アサカ電器

浅黄義太郎

TEL0494-22-08

CZ-139R

整理番号			/	0
------	--	--	---	---

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p>	<p> <input type="text" value="6"/>年 <input type="text" value="4"/>月 <input type="text" value="15"/>日 <small>(他)</small> </p>	<p>支出額</p>	<p> 百万 千 円 <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="8"/> <input type="text" value="8"/> </p> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
<p>使 途</p>	<p>事務所家賃 (5月~7月分)</p> <p style="text-align: right;">$211,320 \times 0.9 = 190,188$</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="text-align: center;"><送金料を含ま></p>		

領収書等貼付欄

- ① 令和6年 4月 15日
- 令和6年 5月 13日
- 令和6年 6月 10日
- ③ 事務所家賃 (5月~7月分)

<領収書は別紙>

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。).

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

10 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
06-04-15	03529	通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N111	*70,000	
	残高	
	*	
送金料金 *440円		
振込予定日 06-04-15		
タケウチ マサフミ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

—— ゆうちょ銀行 ——

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
06-05-13	03529	通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N069	*70,000	
	残高	
	*	
送金料金 *440円		
振込予定日 06-05-13		
タケウチ マサフミ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

—— ゆうちょ銀行 ——

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
06-06-10	03529	通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N046	*70,000	
	残高	
	*	
送金料金 *440円		
振込予定日 06-06-10		
タケウチ マサフミ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

—— ゆうちょ銀行 ——

賃貸借契約書

第1条 武内政文（以下「甲」と称する）は、（以下「乙」と称する）が所有する次の建物を借用する。

住所：埼玉県入間郡越生町越生895番地

第2条 甲は上記の建物を政務活動のための事務所として使用し、それ以外の目的のために利用することはできない。

第3条 借用期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。

第4条 建物の賃借料（電気、ガス、上下水道を含む）は、月額70,000円とする。甲は、借用月の前月末日までに、乙の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。ただし、令和5年4月分については、同月末日までに支払うものとする。

第5条 甲の責により建物、調度品、備品などに破損が生じた場合、甲は現状回復のための費用を負担、又は相当品を提供するものとする。

第6条 上記に規定した以外の事項が生じた場合は、その取り扱いについて、甲乙協議の上決定するものとする。

令和5年4月1日

（甲）埼玉県入間郡越生町上谷450番地
武内 政文 

（乙）

整理番号			/	/
------	--	--	---	---

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;">6</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">年</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">4</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">月</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">15</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">日</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;"><small>(他)</small></p>	6	年	4	月	15	日	支出額	<table border="1"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;">1</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">1</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">3</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">9</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">4</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;"><small>百万 千 円</small></p> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	1	1	3	9	4
6	年	4	月	15	日									
1	1	3	9	4										

使 途	<p>事務所来客用駐車場賃借料 (2024年5月~7月分) <送料を含む></p>	<p>12,660 × 0.9 = 11,394</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
-----	---	---

領収書等貼付欄

- ① 令和6年4月15日
- 令和6年5月13日
- 令和6年6月10日
- ③ 事務所来客用駐車場賃借料
(2024年5月~7月分)

<領収書は別紙>

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

		/	/	-	2
--	--	---	---	---	---

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
06-04-15	03529	通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N118	*4,000	
	残高	
	*	
送金料金 *220円		
振込予定日 06-04-15		
タケウチ マサフミ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

—— ゆうちょ銀行 ——

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
06-05-13	03529	通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N074	*4,000	
	残高	
	*	
送金料金 *220円		
振込予定日 06-05-13		
タケウチ マサフミ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

—— ゆうちょ銀行 ——

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
06-06-10	03529	通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N051	*4,000	
	残高	
	*	
送金料金 *220円		
振込予定日 06-06-10		
タケウチ マサフミ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

—— ゆうちょ銀行 ——

駐車場 賃貸借契約書

貸主 XXXXXXXXXX (以下、「甲」という。) と借主 武内政文 (以下「乙」という。) は、下記 (1) に表示する駐車場の使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	入間郡越生町大字越生字榎田 389番7 入間郡越生町大字越生字北外張 810番2	指定場所	XXXXXXXXXX
	名称	町田駐車場		

(2) 駐車車両

車種・車名形式	ホンダ フリード	登録番号	XXXXXXXXXX
---------	----------	------	--

(3) 契約期間

契約期間	2024年 4月 1日 から 2025年 3月31日 までの 1 年間
------	-------------------------------------

(4) 賃料

賃料 (駐車場使用料)	月額 4,000円 (消費税含)

支払期限： ① 毎月末日までに翌月分を支払う。 2. 契約期間分を契約期間開始日までに一括して支払う。

支払方法	1. 口座振替	金融機関： 口座番号： 口座名義人： 電話番号：
	② 振込	XXXXXXXXXX ※振込手数料は、借主負担とする。
	3. 持参	持参先：

(5) 貸主及び管理者

貸主	氏名 XXXXXXXXXX
	住所 〒 XXXXXXXXXX

管理者	商号又は名称 宮田精一事務所 代表者 宮田精一
	所在地 〒350-0416 入間郡越生町大字越生 908 番地 15 電話 049-292-3405

※その他貸主及び管理者に関する事項

貸主代理人	氏名 XXXXXXXXXX
	住所 〒 XXXXXXXXXX

(6) 更新等に関する事項

新規及び更新契約料は、新賃料の一ヶ月分を支払うものとする。

(7) 特約条項

駐車場保管証明書を発行する場合は、賃料の1ヶ月分を手数料として支払うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2024年 3月 / 日

甲 (貸主)	氏名	代理人 [REDACTED]	電話	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]		
乙 (借主)	氏名 (商号及び代表者)	武内 政文	電話	[REDACTED]
	住所	入間郡越生町大字上谷450番地		
緊急連絡先	氏名	武内 政文	電話	[REDACTED]
	住所	入間郡越生町上谷450		

宅地建物 取引業者	商号 (名称)	宮田精一事務所	代表者	宮田精一
	事務所所在地	入間郡越生町大字越生908番地15	電話	049-292-3405
	免許証番号	埼玉県知事 (2) 第23444号		
宅地建物 取引士	氏名	[REDACTED]	登録番号	[REDACTED]
	業務に従事する事務所	[REDACTED]		

整理番号

--	--	--	--

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日	支出額	百万 千 円 ¥ 1.57500
-------	-------------------	-----	---------------------------

※政務活動費を充当した金額を記載

使途

事務所費 4月~6月分
 $75,000 \times 3 = 225,000$
 政務活動に使用する割合が $\frac{1}{10}$ 以上であるため $225,000 \times 0.7 = 157,500$

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

しんきんキャッシュサービス お取扱明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。お取扱明細票をどうぞお確かめ下さい。裏面もご覧下さい。

ご利用年月日	取扱金庫・店番・機番通番
06 04 16	12510457-0008
カード発行金融機関・店番・口座番号	
1251-*****	
お取引金額	
お取引内容	お引出
金額	¥550 通帳員
時刻	08:45
お取引金額	¥225.000*
説明コード	お取引後残高

振込手数料]

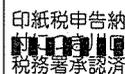
お受取人

ご依頼人

※ 領収書
※ 領収書
(別紙)

ウメサワリ ヨシカス様

すること。



◎ 川口信用金庫

C-10-1

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

建物賃借契約書

賃貸人  (以下「甲」という)、賃借人 梅沢佳一(以下「乙」という)は、次のとおり、建物賃借契約を締結する。

第一条 (賃借物件) 甲は乙に次の物件(以下「本物件」という)を賃借する

建物の表示; 名称 うめざわ事務所

所在地 久喜市栗橋中央2-9-14

構造 木造平屋建て

床面積 18㎡

第二条 (賃借期間) 賃借期間の定めは、次のとおりとする。

期間 令和5年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第三条 (賃料等) 賃料は次のとおりとする。

賃料 1か月 金 75,000円

以上のとおり契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自押印の上、各1通を保有するものとする。

賃貸人(甲)  

賃借人(乙) 久喜市栗橋東2-5-8

梅沢佳一 

ちようふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	6 年 4 月 17 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">百</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">千</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; height: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; height: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; height: 20px; text-align: center;">432</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百	千	円			432
百	千	円							
		432							

使 途	<p style="font-size: large; font-family: cursive;">事務用コミ処理代</p> <p style="text-align: right; font-size: large;">480 × 9/10 = 432</p>
-----	--

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

別紙明細

[振込手数料]

※ 領収書は、重複で貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。

(別紙にも整理番号(横番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、○○代として)など何に支出されたか分かるような記載、④差行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

15-2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

納入通知書兼領収書(計量票)

納入場所	狭山市稲荷山環境センター	伝票No	58
納入者	住所	狭山市高塚1-14-11	
	氏名	東山 徹	
車両番号		地区	狭山市
年月日	2024/04/17	時間	11:12
業者名等	事業者		
銘柄	可燃ごみ		
総重量	1,570 kg	空車重量	1,550 kg
正味重量	20 kg	単価	240 円/10kg
金額	480 円 10%対象		
	43 円 内消費税		
一般廃棄物処理手数料納入通知書		領収印日付	
狭山市長 小谷野		 	
狭山市登録番号:T4000020112151			
備考			

整理番号 0016

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	06 年 04 月 18 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right; font-size: small;">百万</td> <td style="text-align: right; font-size: small;">千</td> <td style="text-align: right; font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">135</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">000</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円	9	135	000
百万	千	円							
9	135	000							
使途	政務活動事務所 家賃 5月分								

領収書等貼付欄

政務活動に使用する割合が9/10であるため

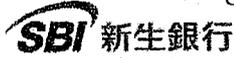
150,000 × 0.9 = 135,000 -

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



振込受付完了

以下の内容で振込を受け付けました。

振込日	2024/04/18
振込依頼人名	スガ アキオ
金融機関	埼玉りそな銀行
支店 / 出張所	■■■■支店
預金種目	■■■■
口座番号	■■■■■■■■■■
お受取人名	カ) シユウタク
振込金額	150,000 円
手数料	110 円
キャッシュバック金額	110 円
出金金額合計	150,000 円

これは領収書ではありませんので、ご注意ください。

[閉じる](#)

Copyright - SBI Shinsei Bank, Limited. All rights reserved.

建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	大丸屋		
所在地(住居表示)	埼玉県川越市連雀町14-5		
構造・規模	土・木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 他増築		
用途	事務所		
契約面積	1 階部分	約38 m ²	

(2) 使用目的

事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023年7月12日 から	3 年 月間	
終期	2026年7月11日 まで		
貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3 ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。			

(4) 賃料等

賃料	月額	150,000 円	(内消費税等	円	・ 税率	%)
共益費(管理費)	月額	0 円	(内消費税等	0 円	・ 税率	0 %)
保証金(敷金)		0 円	賃料の	ヶ月相当額		
保証金(敷金)の償却・敷引						
		円				円
礼金		0 円				
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 末 日までに支払う				
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>					
	振込先金融機関名・支店名				口座種別	
	口座番号		口座名義人・フリガナ			
	振込手数料負担者	借主	持参先			

(5) 貸主

貸主	氏名	株式会社秀拓	電話	049 (233) 1103
	住所	埼玉県川越市市場新町14-2		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

0016-4

(6) 連帯保証の極度額

極度額	1,500,000 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input type="checkbox"/> 新賃料の	ヶ月分	<input type="checkbox"/>	円

特約条項

- ◆本契約は、転貸借契約です。別添の事項が追加条項となります。
- ◆貸室内エアコンは残置物扱いとするため、故障等の修繕及び交換において貸主は一切責を負わないものとします。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和5年6月24日

貸主 住所 埼玉県川越市市場新町14-2
 氏名 株式会社秀拓 代表取締役 米原恭淳 電話番号 049 (233) 1103

借主 住所 [Redacted]
 氏名 須賀 昭夫 電話番号 090 (2569) 7260

連帯保証人 住所 [Redacted]
 氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 1,500,000 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 <input checked="" type="checkbox"/> 貸主 ・ <input type="checkbox"/> 代理	取引態様 <input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理
免許証番号 埼玉県知事 (12) 第 0259 号	免許証番号 第 号
事務所所在地 埼玉県川越市市場新町	事務所所在地
商号 株式会社 秀拓	商号
代表者等 米原 恭淳	代表者等
登録番号 [Redacted] 号	登録番号 第 号
宅地建物取引士 [Redacted]	宅地建物取引士

整理番号 9

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<input type="text"/> 6 年 <input type="text"/> 4 月 <input type="text"/> 19 日 5/20 6/20
支出額	百万 千 <input type="text"/> 3 <input type="text"/> 2 <input type="text"/> 6 <input type="text"/> 7 <input type="text"/> 0 <input type="text"/> 0 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 121,000 × 0.9) × 3ヶ月
使途	事務所賃借料(5月、6月、7月分)
支出先	<input type="text"/>

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団



9-2

更新

賃貸借契約書

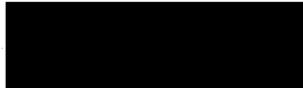
(物件名称)

川口本町リハイム 102号室

(契約期間)

令和5年11月4日 ~ 令和8年11月3日

(貸主名称)



様

(借主名称)

永瀬 秀樹

様



有限会社アーヴァンクリエイト

埼玉県川口市本町4-5-32フジタ川口マンション103号

Phone048-227-0008 Fax048-227-0005

賃貸借契約証書

記

貸主 XXXXXXXXXX (以下甲という) と借主 永瀬 秀樹 (以下乙という) との間で表記の賃貸借に関し、本目下記の通り契約を締結する。

第一条 (賃貸借物件)

- 1 甲は、次の物件を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。
 所在地 埼玉県川口市本町4丁目8-12
 物件名 川口本町リハイム
 号室 102号 面積 38.58平方メートル (11.67坪)
 構造 鉄骨鉄筋コンクリート陸屋根造 12階建
- 2 前項賃貸部分の位置形状は現状の通りとする。

第二条 (使用目的の制限)

- 1 乙は賃借部分を事務所の目的のみ使用するものとする。

第三条 (賃貸借の期間)

- 1 賃貸借の期間は令和5年11月4日より令和8年11月3日までの3年間とする。
- 2 賃貸借期間の満了後、この契約を更新するときは、乙は甲に対して新賃料の一月分を支払うことにより更新できることとする。

第四条 (賃貸料)

- 1 賃貸料は月額 金110,000円也とする。(別途消費税等あり)
- 2 乙は甲から賃貸借物件の引渡しを受けた日から賃料を支払うものとする。
- 3 賃貸料は先払いとし、乙は毎月末までに翌月分の賃貸料を下記の振込先に振込んで支払わなければならない。
 但し、契約の始期または終期において、賃貸借の日数が1ヶ月に満たない月については1ヶ月30日として日割計算によるものとする。

<振込先>	
口座名義人	

第五条 (賃貸料の改定)

- 1 前条に規定する賃料は一般諸物価の変動、近傍建物賃貸料及び経済情勢の変化、公租公課の増減、その他相当の事由があるときは甲乙協議の上、新賃貸料に改定することができる。

第六条 (敷金)

- 1 乙は敷金として金330,000円也を本契約と同時に甲に対して支払う。
- 2 敷金には利息をつけない。
- 3 乙は敷金をもって賃貸料の支払いに代えることはできない。但し、賃貸借物件に明渡しがあった場合において、賃貸料もしくは経費の不払い及び損害金があるときは、

9-4

令和 5 年 11 月 3 日

貸主

氏名

住所

電話

借主

氏名

住所

電話

連帯保証人氏名

住所

電話

仲介業者

住所

代表者

電話

免許

取引士

有限会社 アーヴァンクリエ

〒332-0012 埼玉県川口市本町

フジタ川口

103号

代表取締役 和久井 誠

048-227-0008

埼玉県知事 (3) 第22120号

整理番号				10
------	--	--	--	----

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 6年 4月 19日 </div> 5/20. 6/20				
支出額	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9400</td> </tr> </table> 円	百万	千	5	9400
百万	千				
5	9400				
使 途	<p>事務所駐車場代 (5月-6月-7月分)</p>				
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>				

※ 政務活動費を充当した金額を記載

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため
(按分した場合の積算方法 (22,000×0.9) × 3ヶ月)

上記のとおり支出しました。	
支出者名	埼玉県議会自由民主党議員団





賃貸借契約書

川口1丁目パーキング



永瀬 秀樹 殿

トータルホーム 赤羽店

自動車保管場所賃貸借契約書 (月極め)

賃貸人 [REDACTED] を甲とし、賃借人 永瀬 秀樹 を乙として
次の条項により自動車保管場所として一時使用のための賃貸借契約を締結する。

第1条 甲は、次に表示の自動車保管場所を乙に賃貸し、乙は、その所有する自動車の駐車のため一時使用する。

所在地 川口市川口1-4-6 地内
名称 川口1丁目パーキング
駐車区画 [REDACTED]
ナンバー [REDACTED]

第2条 賃貸借期間は、初日から起算とし、2019年5月1日から
2020年4月末日までの1年間とする。

第3条 賃料は1台当たり月額21,600円(税込)とし、毎月末日までに
翌月分を下記口座へ振り込みするものとする。(本体価格:月額20,000円)
※消費税に変動があった場合は税率に応じ自動的に改定する。

[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]

- 2、乙は本契約締結のときに、敷金として賃料の1ヵ月分を無利息で預託するものとする。なお本契約を解除し、乙が債務なく明け渡した時、甲は、敷金全額を返却するものとする。
- 3、乙が、万一1ヵ月分たりとも滞納した場合は、敷金の有無に拘わらず、甲は何等の催告を要せず本契約を解除し、乙は、即時無条件にて明け渡すものとする。
- 4、この契約による賃料は、その時の経済情勢の変動、付近の駐車賃料の高騰及びその他の事情を考慮して改定することができる。

- 第4条 車は契約の場所に駐車し、車以外の物品を置かないこと。また、通路は常時充分空けておき他車の出入りを妨げてはならない。
- 第5条 乙は、甲に無断で契約車以外の車を置いてはならない。また、賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されているものの持ち込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となる行為を一切してはならない。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生あるいは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は、乙に対し責任を負わないものとする。
- 第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙は、速やかに損害を賠償するものとする。
- 第9条 甲は、公共事業施行や甲の事業計画等により本契約第2条の更新を拒絶する場合は、3ヵ月前までに乙に通知し、その期間満了と同時に本契約は終了し、乙は無条件にて明け渡し、いかなる請求もしないものとする。
- 第10条
- 1、乙が、駐車場所を明け渡すときは、1ヵ月前までに甲に通知しなければならない。この場合、乙は、無条件にて明け渡すものとし、契約解約月まで賃料を支払うものとする。
 - 2、乙は、新規契約後3ヶ月以内を解約日とする解約申し出は出来ないものとする。
万が一、新規契約後3ヶ月以内を解約日とする解約を申し出る場合は、月額駐車料金1ヶ月分に消費税相当額を加算した違約金を申し受け致します。

第11条 乙は、その住所、氏名（法人の場合は名称）、その他所定の事項に変更があったときは、速やかに甲に届け出るものとする。

第12条

1、乙が、自動車保管場所使用承諾証明書の交付を求める場合は、所定の事項を記載のうえ甲の承諾を求める。又新登録の場合は、納車後速やかに自動車登録番号を甲へ報告する。

2、乙は、本駐車場において車庫証明を取得した場合、契約期間にかかわらず、自動車保管場所使用承諾書の発行日の属する月の翌月から起算して3ヶ月以内を解約日とする解約申し出は出来ないものとする。

第13条 この契約に定めた事項に違反した場合は、甲は、催告をしないで直ちにこの契約を解除することができる。

特約事項 契約更新時には、更新事務手数料として新賃料の50%を申し受け致します。

以下余白

上記契約の証しとして、本契約書2通を作成し甲乙双方記名捺印の上、各1通を所持する。

平成 31年 4月 25日

甲 

甲代理人

所在地 東京都北区赤羽 1-10-4 マスカタビル3
名称 株式会社 トータルホーム
電話 03 (3598) 9234 

乙 住所 埼玉県川口市本町 1-6-10

氏名 永瀬 秀樹 

電話 

勤務先

所在地

会社名

電話

その他緊急連絡先



10-7

2019年8月8日

埼玉県川口市川口1丁目4-6地内
川口1丁目パーキング ご契約者様各位

消費税率変更に伴うご利用条件変更のご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は弊社管理月極駐車場をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、ご承知のとおり2019年10月1日より消費税率が変更となります。これに伴い、皆様にご利用いただいております駐車場のご利用条件につきましても下記のとおり変更となりますので、ご案内申し上げます。

敬具

1. ご利用条件の変更

今般の、消費税率変更分を現行のご利用条件に加算させていただきます。

(※賃貸借契約書 第3条参照)

2. 変更後ご利用条件

項目		現行ご利用条件	変更後ご利用条件
月額料金	本体額	20,000円	20,000円
	消費税額	1,600円	2,000円
	合計額	21,600円	22,000円

3. 本件ご案内に関するお問い合わせ先

〒115-0045

東京都北区赤羽1丁目10-4 マスカタビル3階

株式会社トータルホーム 赤羽店

TEL 03-3598-9233

※お問い合わせの際は

「駐車場名・駐車区画番号・お客様のお名前(名称)」をお申し出ください。

以上

10-8

賃借契約更新書

物件	川口1丁目パーキング	駐車区画	
所在地	埼玉県川口市川口1丁目4-6地内		
契約者	永瀬 秀樹		

上記物件につき既に締結済みの契約を、下記条項を変更の上継続することに合意する。

旧 契 約 内 容		新 契 約 内 容	
旧契約期間	新契約期間		
2022年5月1日	2023年5月1日	から	から
2023年4月30日	2024年4月30日	まで	まで
月 額	22,000 円	月 額	22,000 円
内訳	家賃	20,000 円	内訳
消費税	2,000 円	共益費	2,000 円
合計	22,000 円	合計	22,000 円

【追記事項】

注意事項 今回締結以外の条項につきましては、今までの契約書及び旧更新書がそのまま適用されますので、破棄せずに当更新書と共に保存してください。

2023年4月11日

貸主	住所	埼玉県川口市金山町17-12千葉ビル1階 (有限会社千葉 代理人)	
	氏名	株式会社 トータルホーム 代表取締役 田中利明	印
借主	住所	埼玉県川口市本町1-6-10	
	氏名	永瀬 秀樹	
	電話番号	048-223-6050	
緊急連絡先	住所		
	氏名		
	電話番号		
媒介業者	東京都北区赤羽1-10-4マスカタ 株式会社トータルホーム赤羽店 国土交通大臣(4)第7200号		

10-9

賃借借契約更新書

物件	川口1丁目パーキング	駐車区画	
所在地	埼玉県川口市川口1丁目4-6地内		
契約者	永瀬 秀樹		

上記物件につき既に締結済みの契約を、下記条項を変更の上継続することに合意する。

旧契約内容		新契約内容	
旧契約期間	2023年5月1日 から 2024年4月30日 まで	新契約期間	2024年5月1日 から 2025年4月30日 まで
月額	22,000 円	月額	22,000 円
内訳	家賃 20,000 円 消費税 2,000 円 合計 22,000 円	内訳	家賃 20,000 円 共益費 2,000 円 合計 22,000 円

【追記事項】

注意事項

今回締結以外の各項につきましては、今までの契約書及び旧更新書がそのまゝ適用されますので、破棄せず、当更新書と共に保存してください。

2024年 5月13日

貸主	住所	埼玉県川口市金山町17-12千葉ビル1階 (有限会社千葉 代理人)
	氏名	株式会社 トータルホーム 代表取締役 田中利明
借主	住所	埼玉県川口市本町1-6-10
	氏名	永瀬 秀樹
	電話番号	048-223-6050
緊急連絡先	住所	
	氏名	
	電話番号	
媒介業者	東京都北区赤羽1-10-4マスカタビル3F 株式会社トータルホ 国土交通大臣 (4)	

整理番号 39

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	6 年 4 月 19 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">97</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">396</td> </tr> </table>	百万	千	円	2	97	396
百万	千	円							
2	97	396							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>7=事務所費(事務所賃借料) $330,440 \times 90\% = 297,396$</p> <p>R6.5.6.7月分 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>	
-----	---	--

領収書等貼付欄

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。 RESONA

取引銀行	取引店	口座番号
0017		
取扱店	お取引日	時刻
10403	06-04-19	15:02
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥330,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税 認 証
万	千	円

※ 領収書
※ 領収書
(別紙に)

お 受 取 人	お振込明細またはご案内	電 信
	三井住友銀行 春日部支店 普通 7128326 カ) カスカハツツコウタクキョウトウハ様	
ご 依 頼 人	ウラトコキヒト セイムカットウツムシヨ様 電話番号 048-795-7140 取扱番号 400032	印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、〇〇としてなど何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 白 土 幸 仁 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	恵ビル 101		
	所 在 地	(住居表示) 春日部市中央1-59-4		
		(登記簿) 春日部市中央一丁目59番地4		
	構 造	鉄骨造・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・(2)階建/全(4)戸		
	種 類	事務所	新築年月	昭和62年 12月
面 積	49㎡			
附 属 施 設	1階事務所前面 1台駐車場			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

2023年 12月 15日 から 2025年 12月 14日まで
目的物件の引渡し時期 再契約の為該当せず

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額110,000円	管理・共益費	なし
家 財 保 険 料	借主様のご判断でご加入ください。		
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No.	■	■
	本 数	■	■
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末日まで	
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	■	
	<input type="checkbox"/> 名義人	■	
	<input type="checkbox"/>		

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅)TEL	
	(勤務先)TEL	
	(携帯)TEL	(会社名・部署名)

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称	(株)春日部市住宅共同販売センター
所在地	春日部市粕壁5670-2 TEL 048-754-8088	
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号		国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名	
	(賃貸不動産経営管理士:登録番号)	
※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	金、4,000,000円
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所の所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣()第 号

頭書(8) 更新に関する事項

契約期間は2年間限定のため、更新は不可とする。

頭書(9) 特約事項

- 1, 乙は現況のまま使用するものとする。後に設置した備品、造作物、私物を含め全てのものを撤去し現況に復して返還すること。又、その際、簡単な清掃をお願いします。
- 2, 本契約期間は2年間とし、更新はできない。但し、甲の承諾がある場合に限り期間を定め再契約ができるものとする。
- 3, 敷地内に自動販売機の設置は認めるが、清掃管理を乙が責任をもって行う事。

整理番号				1
------	--	--	--	---

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

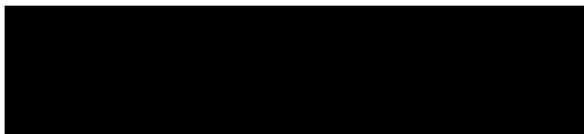
支出年月日	6年 4月 22日	支出額	<table border="1" style="text-align: center;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>162000</td> <td>00</td> </tr> </table> ※政務活動費を充当した金額を記載	百万	千	円		162000	00
百万	千	円							
	162000	00							
使 途	事務所家賃 180000 × 0.9								

領収書等貼付欄

領 収 証 様 No.

内 訳	但
現金	
小切手	/
手 形	/
消費税額等(%)	

但 なる事務所家賃
 年 月 日 上記正に領収いたしました



コクヨ ウケ-98

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号			2
------	--	--	---

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	6年 4月 22日	支出額	<table border="1" style="text-align: center;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>54</td> <td>000</td> </tr> </table> ※政務活動費を充当した金額を記載	百万	千	円		54	000
百万	千	円							
	54	000							

使 途	事務所家賃更新料	60000 × 0.9
-----	----------	-------------

領収書等貼付欄

領 収 証 小川 真一郎 様 No.

六角 五十九円

内 訳	但
現金	受取預金
小切手	/
手 形	/
消費税額等(%)	

2016年 4月 22日 上記正に領収いたしました



コクヨ ウケ-98

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

店舗賃貸借契約書

物件 の 表示	所在地	大里郡寄居町大字桜沢2235番地		
	名称	坂の下ソシア	号室	105号室
	構造・面積	鉄骨造3階建 1階 約49.50㎡	間取	

賃貸借 条件	賃料	壹ヶ月 60,000円	駐車場	有
	敷金	ヶ月 , 円 (無利息)	更新料	新賃料の1か月分
	礼金	ヶ月 , 円	備考	更新手数料
	火災保険	, 円 (2年間掛け捨て)		賃料の2分の1か月分+消費税
契約期間	令和6年4月1日～令和8年3月31日までの2年間			
賃料等の振込先 ※振り込み手数料は借主負担とする。翌月分を下記口座に毎月末日迄に入金する事。				
振込先 貸主宅へ持参すること		普・当 No	口座名義人	

上記物件を賃貸人甲 XXXXXXXXXX と賃借人乙小川 真一郎との間で下記条項により賃貸借契約を締結する。

(賃貸借の目的)

第1条 甲は上記の物件を**事務所**の目的を持って乙に賃貸し乙はこれを賃借することを約束した。
乙は甲の書面による承諾を得ないで使用目的の変更をしてはならない。

(賃借の期間)

第2条 賃貸借期間は上記に記載する通りとする。但し当事者協議の上、賃貸借期間を更新することが出来る。本契約が更新される場合には乙は甲に上記記載の更新料を支払わなければならない。

(賃借料等)

第3条 本物件の賃料の支払いは賃借料の増加の必要が生じた時は甲乙協議の上、増加できるものとする。

(禁止事項)

第4条 甲の承諾なしに本物件の賃借権の譲渡、転貸し及び第三者に使用させる行為、及び本物件を改築、又は増築もしくは改造をしてはならない。看板等、造作を行う場合は賃貸人の承諾を得る事。
2 乙は本物件において衛生上有害となる行為、火災等危険を引き起こす行為、又は近隣の迷惑となる行為や、その他共有部分を占有したり物品を置く事、もしくは犬猫等を飼育してはならない。

(解除に基づく精算)

第5条 乙の都合により本契約を解除する場合は3ヶ月前に甲に書面で通知し、その期間満了と同時に乙は完全に建物を甲に明け渡し、立退料、損害賠償等その他一切の物質的請求はしない事とする。
2 甲は本物件の明渡しがあった時は遅滞なく敷金の全額を無利息にて乙に返還するものとする。但し本物件の明渡し時に、賃料の滞納、原状回復に要する費用の未払い、その他本契約から生じる乙の債務不履行が存在する場合には当該債務の額を敷金から差し引くことができる。

(経費の負担)

第6条 電気・ガス・上下水道・衛生費・区費及び電話その他の専用設備にかかる使用料金は賃借料とは別に乙が支払うものとし、公租公課は甲の負担とする。
2 甲は本物件の使用並びに収益に必要な土台・柱・屋根等の修繕をなす義務を負う。この場合において、乙の故意、過失により必要となった修繕又は前記以外の修繕は乙の負担とする。

(使用上の注意義務)

第7条 乙は本物件を善良なる管理者の注意を持って管理使用する義務を負う。万一、乙又はその使用人及び関係者の故意・過失により損害を与えた場合はそのすべての損害を賠償しなければならない。

(違約解除)

第8条 乙が本契約の各条項に違反し賃借料を無断で2ヶ月以上滞納した時、又は無断で1ヶ月以上不在の時は、敷金保証金の有無にかかわらず本契約は何等の催告を要せずして解除され、乙は即刻建物を明け渡すものとする。明け渡し出来ない時は建物内の遺留品は放棄されたものとし、甲は保証人又は取引業者立会の上随意遺留品を売却処分の上債務に充当しても乙は意義なき事とする。

(紛争の解決)

第9条 本契約に紛争を生じた場合は、甲乙ともに誠意を持って道義的に解決するものとする。

(暴力行為等の排除)

第10条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は何等催告を要せず、本契約は解除となり、乙は本物件を明け渡さなければならない。

- 1 本物件内共用部分その他本物件に近接する場所において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑・不安感・不快感等を与えたとき。
- 2 本物件内、共用部分、等に暴力団の組織、名称、活動等を表示又は掲示若しくは搬入したとき。
- 3 本物件内、共用部分その他本物件に近接する場所において暴行、傷害、脅迫、薬物乱用等に関する犯罪を敢行し又は乙と関係する者がこれらの犯罪を敢行したとき。

(特約事項)

- 1 明け渡し時、借主負担にて入居時の状態に原状回復し、清掃してから明け渡す事。付随する設備のメンテナンス・清掃等は借主負担とする。

上記契約の証として本契約書2通を作成し、甲乙双方署名捺印の上各1通を所持する。

令和6年4月1日

賃貸人・甲

住所
氏名
電話番号



賃借人・乙

住所
氏名
電話番号

深谷市長在家14
小川 真一郎
048-583-6838



連帯保証人・丙

住所
氏名
電話番号



仲介業者
商号
代表者
免許番号
取引主任士

住所 大里郡寄居町大字桜沢2770-4
サンライト不動産
柴崎修
埼玉県知事(5) 30号



整理番号 14

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: <u>事務所費</u> 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	6 年 4 月 22 日 他	支出額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">百万</td> <td style="width: 25%;">千</td> <td style="width: 25%;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">206</td> <td style="text-align: center;">60</td> </tr> </table>	百万	千	円	1	206	60
百万	千	円							
1	206	60							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>事務所賃貸料(5~7月分)</p> <p style="text-align: right;">$80,440 \times \frac{1}{2} = 40,220$</p> <p style="text-align: right;">$80,440 \times \frac{1}{2} = 40,220$</p> <p style="text-align: right;">$80,440 \times \frac{1}{2} = 40,220$</p>
-----	--

領収書等貼付欄

小島信昭

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする

13				
14				
15	06-04-22	送金	*80,000	ATM
16	06-04-22	手数料	*440	
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

○他日支払の切手等として入金したときは、領収書にのみ記入していただく必要はありません。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
〔項目名〕お支払金額・お預り金額・差引残高
・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
・その他の預金の場合は、円単位となります。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
57102	06-04-22	13:59
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥80,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		認 証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

お振込明細またはご案内

お受取人 XXXXXXXXXX

登録番号 0001

コヤマノアキ様

電話番号 048-758-1624

取扱番号 400034

印紙税申告納付書
浦和
税務署承認済

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」な
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

整理番号 14 - 2

小島 信昭

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする

ること。

年-月-日	摘要	お支払金額	お預り金額
06-05-27	繰越送金	*80,000	ATM
06-05-27	手数料	*440	
[Redacted]			

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
38104	06-05-27	09:04
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥80,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C認証 (硬貨)
円 円 円		円

お振込明細またはご案内

お受取人 [Redacted]

登録番号 0001

コスマノブアキ様

ご依頼人 電話番号 048-758-1624 印紙税申告納付済
取扱番号 300076 税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

小島 信昭

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする

年-月-日	摘要	お支払金額	お預り金額
06-06-24	送金	*80,000	ATM
[Redacted]			

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
57102	06-06-24	08:52
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥80,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C認証 (硬貨)
円 円 円		円

お振込明細またはご案内

お受取人 [Redacted]

登録番号 0001

コスマノブアキ様

ご依頼人 電話番号 048-758-1624 印紙税申告納付済
取扱番号 400007 税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

(更新)事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 〇〇〇〇 (以下「甲」という。)と借主 埼玉県議会自民党議員団 小島 信昭 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	高橋ビル1階貸事務所		1 階	号室
所在地	(住居表示) 339-0057 さいたま市岩槻区本町5丁目5-12 区画番号()			
建物	構造	木造(鉄骨造)鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽鋼骨造・その他()ノ		
	用途	瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他()ノ		
附属施設	種類	事務所	新築年月	平成11年 4 月
	面積	29.75 m ²		

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

埼玉県議会自民党議員団 副長 小島信昭 事務所

頭書(3) 契約期間

令和5年5月1日から令和7年4月30日まで(2年間)
目的物件の引渡し時期 年 月 日

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 80,000 円 (内消費税等 円)	家財 保険料	円
敷金	継続 80,000 円 (賃料 1 ヶ月)		
その他の条件			
貸与する鍵	鍵 No. 本 本		
賃料等の支払時期 翌月分を毎月 末 日まで			
賃料等の支払方法 貸主指定の口座へ振込支払いする。			
口持	口入	持参先	委託会社名

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)
(自宅)TEL	(会社名・部署名)
(勤務先)TEL	
(携帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	住所
管理業者	商号又は名称 (有) 宝来屋不動産商会	
所在地	339-0057 さいたま市岩槻区本町3-1-1 TEL 048-756-0538	号
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	02621	
管理担当者	氏名	住所

※(一社)全国賃貸不動産管理業協会委員である場合に記載 (賃貸不動産管理士:登録番号)
※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	住所
-----	----	----

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	借主保証人	氏名	住所	小島 信昭
<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供	家賃債務保証会社名			
<input type="checkbox"/> 証書の提供	証書社名			
<input type="checkbox"/> する保証	主たる事務所の所在地			

頭書(8) 更新に関する事項

※更新契約の時は、更新手数料として新賃料の0.5ヶ月分プラス消費税を支払う。

頭書(9) 特約事項

一、退去時は、スケルトンにて明渡しする。

整理番号			161
------	--	--	-----

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td>06</td> <td>年</td> <td>04</td> <td>月</td> <td>22</td> <td>日</td> </tr> </table>	06	年	04	月	22	日	支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>76</td> <td>000</td> </tr> </table>	百万	千	円	1	76	000
06	年	04	月	22	日										
百万	千	円													
1	76	000													

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	<p>事務所家賃(4月分) 612</p> <p>$220000 \times 0.8 = 176000$</p>
----	--

領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団
別紙明細	
_____ (横込手数料)	
<p>※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。</p> <p>※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)</p>	
<p>※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)</p> <p>※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。</p>	

整理番号

000

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例: 電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】 6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	6年 4月 22日 5月28日・6月25日
支出額	百万 千 336000円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 140,000円×3ヶ月×80% = 336,000円)
使途	事務所賃料 (4・5・6月分)
支出先	荻プランニング

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



貸店舗賃貸借契約書

貸主

(以下甲という)と

借主 立石泰広

(以下乙という)と 連帯保証人

(以下丙という)とは、下記条項に

基づき店舗賃貸借契約を締結した。

第1条 【物件の表示】

甲はその所有する下記建物（以下本件建物という）の1部である下記表示部分を（以下賃貸借物件という）を乙に賃貸することを約し乙はこれを承諾した。

所在地	埼玉県川口市西川口6丁目4番13号
名称	第一ドリームハイツ
構造	鉄骨造・3階建 陸屋根
賃貸面積	総面積938.19㎡の内1階 101号 店舗面積 約50.48㎡(15.27坪)

第2条 【使用目的】

賃貸人は、賃貸借物件を（事務所）の目的にのみ使用し、その他の目的に使用してはならない。

第3条 【賃貸借期間】

賃貸借期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日迄の満3ヶ年間とする。

第4条 【賃貸借期間中の解約】

賃貸借期間中に本契約を解約しようとする場合には、賃貸人は6ヶ月前、借人は3ヶ月前迄に相手方に対し書面によりその予告をしなければならない。但し、借人は、予告を変えて、3ヶ月分の賃借料相当額を支払い、即時解約することができる。

第5条 【賃料、共益費、及び賃料、共益費の改定】

賃貸借の賃料は、月額金140,000円也（-----）、共益費は、月額金-----円（消費税含む）とし借人は毎月末日までに翌月分を、賃貸人若しくはその指定人に支払うか、或いはその指定口座に振り込むものとする。その場合、振込手数料は借人が負担するものとする。但し、1ヶ月に満たない賃料は、その月の日数によって日割り計算とする。

- 前項の賃料は、物価の変動、土地、建物に対する公租公課、その他経費の増加、近隣土地建物賃料の変動、その他経済事情の変動に基づく事情により、当該賃料が不相当と認められるに至ったときは、賃貸人及び借人の協議の上、これを改定することができる。

第6条 【付加使用料】

賃借人の賃貸借物件使用に関連して生ずる賃貸借物件内の冷暖房費、及び電気、ガス、水道料などの費用（付加使用料）は、一切賃借人の負担とする。

第7条 【禁止事項】

賃借人は次の行為をしてはならない。

1. 賃借権の譲渡（担保提供その他これに準ずる場合を含む）及び賃借物件の転貸（共同使用その他これに準ずる場合を含む）
2. 賃借物件の用途変更
3. 名義の如何を問わず事実上第三者の使用に供する事。
4. 爆発物、発火の恐れのある物等の危険物、不潔、悪臭、その他、他人の迷惑となる物品の持ち込み。

第8条 【原状変更】

賃借人が、賃借物件に造作、設備の新設、除去、変更、その他原状を変更しようとするときは、賃貸人に対し、予めその設計図を呈示して、承諾書を得なければ着手できないものとし、それに要する費用は一切賃借人の負担とする。

第9条 【賃借人の代表者及び業種変更】

賃借人は、その代表者（取締役、支店長、その他名称の如何を問わず賃貸借物件の使用責任者）に変更があったときや、営業種目業態を変更しようとするときは、速やかにその旨を賃貸人に通知して、その承諾書を得なければならない。

第10条 【損害賠償】

賃借人又はその代理人、使用人、工事請負人、その他関係者の故意又は過失によって、賃貸人又は他の賃借人若しくは第三者に損害を与えた場合は、賃借人が一切の賠償をしなければならない。

第11条 【免責事項】

地震、火災、水害等の災害、盗難その他賃貸人の責に帰することのできない事由によって賃借人が蒙った損害に対しては、賃貸人は一切その責は負わないものとする。

第12条 【建物の管理】

賃貸人又はその使用人は、建物保全、衛生、防犯、防火、救護その他建物の管理上必要あるときは、予め賃借人に通知した上で、賃貸借物件に立ち入り、これを点検し、適宜の措置を講ずることができる。但し、非常の場合など、賃貸人が予めこの旨を賃借人に通知できないときは、事後速やかに賃借人に報告するものとする。

2. 前項の場合、賃借人は賃貸人の措置に対し協力しなければならない。

第13条 【借主の管理義務】

乙は本物件の善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
乙は、特に本物件の火災防止に留意するものとする。

第14条 【敷金】

本契約に基づく債務の履行を担保するため、賃借人は敷金として金230,000円也を本契約と同時に賃貸人に預け入れるものとする。但し、賃貸人はこれに対し利息を付さない。

2. 賃借人は賃貸借期間中は、敷金を以て賃料その他本契約に基づく債務の弁済に充当することができない。
3. 敷金は本契約が終了し、賃借人が賃貸借物件を完全に明け渡し、且つ賃貸人に対する一切の債務を賃借人が完済した3ヶ月後、若しくは賃貸人が新たに賃貸して、保証金、又は敷金等の預託を受けたときの何れか早い時点に、賃借人に対して返還するものとする。
4. 賃借人は敷金に関する債権を第三者に譲渡し、又は債務の担保の用に供してはならない。

第15条 【賃貸借契約の消滅】

天災地変その他不可抗力により、建物の全部又は一部が滅失若しくは破損して、賃貸借物件の使用が不可能になった場合は、本契約は当然終了するものとする。

2. 前項の場合、賃貸人は未返還の敷金を賃借人に返還する。

第16条 【貸主の解除権】

賃借人が次の場合の何れか1つに該当するときは賃貸人は何らの催告無しに、本契約を解除する事ができるものとし、この場合賃貸人が損害を蒙ったときは、賃借人に対してその損害の賠償を請求する事ができる。

1. 賃料その他債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
2. 賃貸借物件を無断で第2条の目的以外に使用したとき。
3. 第7条の規定に違反したとき。
4. 他の賃借人の占有使用に著しい妨害を与えたとき。
5. 本契約又はこれに付随して締結した契約の各条項の1つに違反したとき。
6. 仮差押、仮処分、強制執行、破産、会社整理、会社更正、解散若しくは死亡、禁治産の宣告などがあったとき。
7. 著しく信用を失墜する事実があったとき。
8. 賃借人又はその使用人の故意又は過失により、賃貸借物件を著しく棄損し、又は賃貸借物件内で火災を発生せしめたとき。

第17条 【看板その他】

本物件建物外部に取り付ける看板、並びに1階入口共用付近の造作、置き看板などは、建物の品位を保ち、且つ全賃借人の公平を図るため、賃貸人の指定する場所以外は掲示することができない。又指定の場所といえども、その工事に要する費用は賃借人の負担とする。

第18条 【設備などの負担】

賃借人の営業種目、業態により、消防法並びに、その他の法の定めにより生ずる設備などは、全て賃借人の負担とする。

第19条 【造作買取請求権等】

賃借人は、賃貸借物件の明け渡しに際し、その事由名目の如何にかかわらず、諸造作及び設備について支出した必要費、有益費の償還請求、又は移転料、立退料、権利金など、一切の請求はもちろん、賃貸借物件に自己の費用を以て施設した諸造作、設備などの買い取りを賃貸人に請求することができない。

第20条 【原状回復義務等】

本契約終了と同時に賃借人は賃貸借物件内に設置した造作、その他の設備及び賃借人所有の物件を自己の費用を以て収去し、原状に復してこれを賃貸人に明渡すものとする。この場合において、賃借人が速やかに原状回復の処置を執らなかつたときは、賃貸人は賃借人の費用負担において原状回復の処置を執ることができるとし、賃借人はこれに対し、一切異議を申し立てないものとする。但し、原状回復の程度に就いては賃貸人が決定できるものとし、内装部分が残った場合も、賃借人は賃貸人に対し、一切の買い取り請求はできないものとする。

2. 本契約が終了し、賃借人が賃貸借物件を明渡した後に、賃貸借物件内に残置した賃借人の所有物があるときは、賃貸人は任意にこれを処分することができる。
3. 本契約終了と同時に、賃借人が賃貸借物件を明渡さないときは、賃貸人は本契約終了の翌日から明渡し完了に至る迄の賃料、及び付加使用料相当額の損害金を支払うはもちろん、そのため賃貸人が特別の損害を蒙ったときは、その損害をも賠償しなければならない。

第21条 【契約の更新】

本契約の更新は、本契約期間満了の6ヶ月前（賃貸人）、3ヶ月前（賃借人）迄に双方から解約の申し出が無い限り、賃貸人及び賃借人協議の上、期間満了の1ヶ月前までに契約更新を完了させるものとする。その際、賃料及び共益費の改定は賃貸人、賃借人双方協議の上、決定するものとする。

第22条 【協議事項】

本契約に定めのない事項、並びに契約条項の解釈に疑義が生じたときは、賃貸人及び賃借人は誠意をもって協議し、その解決に当たるものとする。

第23条 【連帯保証人】

連帯保証人は本契約に基づき、賃借人の負担する一切の債務履行に関し、賃借人と連帯してその責に任ずるものとする。但し、連帯保証人がその責に任ぜざるに至ったときは、賃貸人は賃借人に対して連帯保証人に変更、又は追加を求めることができる。

第24条 【付保険】

賃貸人及び賃借人は、火災等の災害に備え、各自所有物件についてその負担において損害保険に加入するものとする。

第25条 【合意管轄】

本契約に関する紛争については、浦和地方裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第26条 【強制執行】

乙は本契約上の金銭債務の履行を成さないときは、強制執行に付する事を認める。

第27条 【修繕及び費用負担】

本契約に関する修繕及び経費については次により各自負担とする。

(甲の負担するもの)

1. 賃貸借物件内を含む本件建物の主要構造部分の維持管理の為の修繕費用。
2. 本件土地建物に対する公租公課
3. 本件建物に関する火災保険料

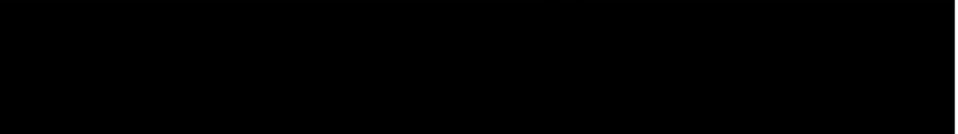
(乙の負担するもの)

1. 賃貸借物件内に乙が設置した設備機器の修繕及び主要構造部分以外の修繕費用
2. 乙が設置した設備機器、什器備品などの保険料
3. 賃貸借物件内の空調、電気工事及び内外装工事、看板工事一式の費用

第28条 【遅延損害金】

乙は本契約上、第5条の家賃、共益費等を支払期日までに全部、又は一部を支払わなかった時は、延滞した家賃等の額に対し支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、年(365日当たり)14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞損害金を甲に支払わなければならない。

第29条 【特約条項】

1. 本物件建物外壁に看板等を取り付ける場合、甲の承諾を得る事とし、乙はその他の賃借人に迷惑をかける事のない取り付けをする事。
2. ダクト関係の排気は甲の承諾を得た場所に設置する事。
3. 賃料の振込先

4. 更新契約の際に、乙は更新料として新家賃の1.5ヶ月分を甲に支払う事とする。
5. 当マンション敷地内にて駐車場使用料を賃料に含むものとする。

上記各条項承諾の上、確実に履行する事を誓約し、各自署名捺印して、店舗賃貸借契約証書とする。後日のために、本証書を2通作成し、双方1通ずつ所有するものとする。

令和5年 9月 2 日

(甲) 賃貸人

住所

氏名

(乙) 借借人

住所

氏名

立石 泰広

TEL

(丙) 連帯保証人

住所

氏名

TEL

仲介業者

埼玉県知事 (13) 第6079号

埼玉県川口市西川口1丁目6番

株式会社 大槻工務店

代表取締役 大槻和彦

TEL 048-256-7311

宅地建物取引士

登録番号

整理番号 /

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<input type="text"/> <input type="text"/> 6年 <input type="text"/> <input type="text"/> 4月 <input type="text"/> <input type="text"/> 23日	支出額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="text"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="text"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="text"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="text"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="text"/></td> </tr> </table>	百万	千	円	<input type="text"/>					
百万	千	円										
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>										
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>										
※政務活動費を充当した金額を記載												
政務活動に使用する割合が8/10以上であるため												
使途	吸水マット(入りロドア前)											
1,969 × 0.8 = 1,575.20												

領収書等貼付欄

客さま名 XXXXXXXXXX 8319 4298 9003 8326
 谷野五雄自民党議員団県政調査事務所 様

納品・請求書
兼領収書

(株)しむばしい
 ダスキン狭山ヶ丘支店
 〒359-1106 所沢市東狭山ヶ丘3-2889-1
 TEL 04-2925-6221 FAX 04-2925-6233



発行日 2024年 4月 23日 次回訪問日 2024年 5月 7日 取引 現金 No. 100527492500

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品回収訂正			備考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
吸塵・吸水マットL・H(抗ウイルス) DWLH 2W	1	1	1,969	1	1	1,969				

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額	消費税率 10%	確認サイン	担当者名
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額			
	1,790	179	1,969	1,969			XXXXXXXXXX

④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 16

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	 6 年 4 月 24 日 <small style="margin-left: 100px;">他</small>	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: x-small;">百万</td> <td style="font-size: x-small;">千</td> <td style="font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">8250</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円			8250
百万	千	円							
		8250							
使 途	<p>駐車場代(本事務所)5~7月分</p> <p style="margin-left: 200px;">$5,500 \times \frac{1}{2} = 2,750$</p> <p style="margin-left: 200px;">$5,500 \times \frac{1}{2} = 2,750$</p> <p style="margin-left: 200px;">$5,500 \times \frac{1}{2} = 2,750$</p>								

領収書等貼付欄

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の接分とする

領 収 証

No. _____

小島信昭 様

6 年 4 月 24 日

★ 5,500.-

但 6 月分

上記正に領収いたしました

内 訳 _____

税抜金額 _____

消費税額等(%) _____

_____ (な記載)

コフヨ ワケ 1036

整理番号

16-2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

政務活動及びその他の議員活動の
用途に使用するため1/2の按分とする

領 収 証

No. _____

小島信昭様

6年5月20日

★ 5,500.-

但 R6
△月分
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)



コクニ ヲケー 1036

政務活動及びその他の議員活動の
用途に使用するため1/2の按分とする

領 収 証

No. _____

小島信昭様

6年6月24日

★ 5,500.-

但 R6
7月分
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)



コクニ ヲケー 1036

平成31年4月8日より契約更新する

賃借人名札設置区画(1区画分)
(小島信昭様)

賃貸人

賃借人 小島信

(メーカー・車種) 三菱 eKクロス シルバー

(ナンバー)

駐車場賃借契約書

賃借人 [] と、賃借人 小島信昭 とは、次に表示の駐車場（以下、「本件駐車場」という。）につき、賃借借契約を締結した。

駐車場の表示

所在地 埼玉県さいたま市岩槻区本町6-1-8
区画 賃借人名義に接置区画（ [] 区画）

第1条（駐車場の用途）

賃借人は、本件駐車場を次に記載する自己の自動車の駐車目的のみに使用するものとする。

メーカー： スズキ 車種： エブリィワゴン ナンバー： []
指定区画内には、賃借人が指定した車種のみが駐車可能。

第2条（賃料）

本件駐車場の賃料は月額金5,500円也とし、賃借人は毎月25日までにその翌月分を支払うものとする。

第3条（敷金）

賃料の支払いを担保するための敷金は無しとする。

第4条（契約期間）

1. 契約期間は、平成31年3月1日から平成32年3月31日までとする。
2. 契約期間中、中途解約をする場合は、解約希望日の1ヶ月前までに相手方にその旨通知するものとする。なお、解約した月の賃料は解約日までの日割り計算とする。

第5条（契約の更新）

1. 賃借人または賃借人が本契約の更新を希望しない場合は、契約期間満了の1ヶ月前までに相手方にその旨通知することとし、通知がない場合には、本契約は更新されたものとする。

第6条（賠償責務）

賃借人、同乗者その他の関係者が故意または過失によって駐車場またはその付属施設に損害を与えたときは、賃借人の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

第7条（免責）

賃借人は、駐車場にある賃借人の自動車について、賃借人の責めに帰すべからざる事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任は一切負わないものとする。

第8条（原状回復）

本契約の終了後は、直ちに賃借人の自動車を本件駐車場の敷地外に移動し、賃借人が本件駐車場を賃借借成立当時の原状に復した上で、賃借人に明け渡すものとする。

第9条（解除）

賃借人につき、次の場合の一つに該当する事由があったときは、賃借人は、何ら通知催告を要することなく直ちに本契約を解除できる。

- ① 賃料の支払いを2か月分以上怠ったとき
- ② 賃借人の承諾なく賃借権の譲渡、転貸又はこれらに準ずる行為があったとき
- ③ 賃借人と賃借人との間の信頼関係を著しく害する行為があったとき
- ④ その他本契約に違反したとき

第10条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、賃借人の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第11条（信義則）

賃借人及び賃借人は、本契約の解釈につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

上記の通り契約が成立したことを証し、本書2通を作成し、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年3月1日

賃借人：住所 []
氏名 []

賃借人：住所 埼玉県さいたま市岩槻区掛子1-301
氏名 小島信昭

整理番号	16
------	----

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1 : 調査研究費 2 : グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3 : 広聴費 4 : 要請・陳情等活動費 5 : 広報費
	【経常的経費】
	6 : 人件費 ⑦ : 事務所費 8 : 事務費
	9 : 資料購入・作成費 10 : 交通費

支出年月日	06年 04月 25日	支出額	百万 千 円 <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;">2</td> <td style="width: 20px;">7</td> <td style="width: 20px;">0</td> <td style="width: 20px;">0</td> <td style="width: 20px;">0</td> </tr> </table>		2	7	0	0	0
	2	7	0	0	0				
※政務活動費を充当した金額を記載									

使 途	家賃 (5月分) ¥30,000 × 0.9 = ¥27,000 支払額 按分率 政務活動費	政務活動に使用する割合が 0.9 であるため。
-----	--	----------------------------

領収書等貼付欄

⑤ 柿沼 貴志

① 令和6年4月25日

③ 家賃 (5月分)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
56502	06-04-25	13:23
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥30,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙C認証
		円
お振込明細またはご案内		
お受取人		
登録番号	0002	
ご依頼人	カキヌマタカツセイムカット ウツムツヨ様	
電話番号		印紙税申告納 付に付浦和 税務署承認済
取扱番号	250001	

*印紙税を納付しない場合は*印で消しておきます。 →

※ 領収書は、重
※ 領収書を貼る
(別紙にも整)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事業用賃貸借契約書(事務所)＜更新＞②

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	野間貸店舗 1～2階 号室区画番号(・東)		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県行田市忍2丁目17番1,2号		
		(登記簿) 埼玉県行田市忍2丁目148番地1 家屋番号 148番1		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ()/瓦葺・スレート葺・ <u>亜鉛メッキ鋼板葺</u> ・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ()/(2)階建/全(2)戸		
	種 類	居宅	新築年月	年月不詳
面 積	約117㎡(登記面積	㎡)		
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県会議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和5年 6月24日 から 令和7年 6月23日まで (2年間)	
目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 30,000円 (内消費税等 円)	管理・ 共益費	月額 円 (内消費税等 円)	テナント 総合保険	借主自己手配 (保険証券の写し提出)
敷 金	据置90,000円 (賃料 3ヶ月)	看板 掲出料	無料	附 属 施設料	月額 円 (内消費税等 円)
礼 金	初回30,000円 (賃料 1ヶ月)	更新料	新賃料の1ヶ月分	更新事務 手数料	新賃料の1/4ヶ月分 +消費税
その他の条件		自治会費は借主負担。			
貸与する鍵	鍵No.	XXXXXXXXXX			
	本 数				
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで			
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	※振込手数料は借主負担となります			
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

整理番号	17
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1 : 調査研究費 2 : グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3 : 広聴費 4 : 要請・陳情等活動費 5 : 広報費
	【経常的経費】
6 : 人件費 ⑦ : 事務所費 8 : 事務費	
9 : 資料購入・作成費 10 : 交通費	

支出年月日	06年 04月 25日	支出額	百万 千 円 <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">4</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">5</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">9</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">9</td> </tr> </table>			4	5	9	9
		4	5	9	9				
※政務活動費を充当した金額を記載									

使 途	駐車場代 (5月分) ① ¥5,110 × 0.9 = ¥4,599 支払額 按分率 政務活動費					政務活動に使用する割合が 0.9 であるため。
-----	--	--	--	--	--	----------------------------

領収書等貼付欄	① 令和6年4月25日
⑤ 柿沼 貴志	③ 駐車場代 (5月分) ①

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

※ 領収書は、
※ 領収書を
(別紙に

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	*****
取扱店	お取引日	時刻	
56502	06-04-25	13:23	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥5,000	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (硬貨)			C 認証

お振込明細またはご案内	
お受取人	登録番号 0003 カキマタカシセイムカット ウツムソコ様
ご依頼人	電話番号 [REDACTED] 取扱番号 250002
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済	

*印紙税を精付しない場合は*印で消しております。 →

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

★ 契約期間は満了していきなり
自動更新になっています。

駐車場使用契約書

貸主 [] (以下「甲」という。)と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」)
不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	行田市忍2丁目152番2		
	名称	忍2丁目駐車場	指定場所	[]

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	スタッフ及び来客用	登録番号	

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和1年6月24日から 令和2年6月23日までの 1年間
目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料 (駐車場使用料)	5,000円/1台
敷金	金 円

支払期限： 契約時一括支払い

支払方法	1. 口座振替	振込先金融機関名 []
	2. 振込	預金： [] 口座番号： [] 口座名義人： [] ([]) 振込手数料負担者： 借主
	3. 持参	持参先： []

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 []
	住所 []

管理業者	商号又は名称	
	所在地・TEL	
	賃貸住宅管理業者登録制度登録番号：国土交通大臣 () 第 号	
	全国賃貸不動産管理業協会会員番号： ※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名 (賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士：登録番号) ※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と駐車場の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所 〒	-

(契約
第1条
物件」
約」と

頭書(6) 更新に関する事項

自動更新

(契約
第2条
2 甲及

頭書(7) 特約事項

--

(賃料
第3条
2 甲及

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 1年 6月 日

甲・貸主	氏名	●	TEL	●
	住所	●		
乙・借主 (法人の場合)	商号	Ⓜ	TEL	
	代表者名			
	住所	●		
乙・借主 (個人の場合)	氏名	桐原貴志 ●	TEL	●
	住所	●		
連帯保証人	氏名	印	TEL	
	住所	●		

一 土
二 土
三 近
3 1ヶ

(敷金
第4条
2 乙は
3 甲は
存在す
4 前項
ばなら

(禁止
第5条
てはな
2 乙は
3 乙は

一 届
二 届

(乙の
第6条

宅地建物 取引業者	商号(名称)	㈱TLC 行田中央店	代表者	北川 直樹 ●
	事務所所在地・TEL	埼玉県行田市忍2-18-32 048-553-3030		
	免許証番号	埼玉県知事(9)第11602号		
宅地建物取引 主任者	氏名	●	登録番号	●
	業務に従事する事務所	ピタットハウス行田中央店(株)TLC		

(契約
第7条

場合に
2 前項
おいて
3 乙は
4 本物
損害か

※印は実印

整理番号	18
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1 : 調査研究費 2 : グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3 : 広聴費 4 : 要請・陳情等活動費 5 : 広報費
	【経常的経費】
	6 : 人件費 ⑦ : 事務所費 8 : 事務費
	9 : 資料購入・作成費 10 : 交通費

支出年月日	06年 04月 25日	支出額	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9</td> <td>0000</td> </tr> </table>	百万	千	円		9	0000
百万	千	円							
	9	0000							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	駐車場代 (5月分) ② ¥10,000 × 0.9 = ¥9,000 支払額 按分率 政務活動費	政務活動に使用する割合が 0.9 であるため。
-----	---	----------------------------

領収書等貼付欄

- ① 令和6年4月25日
- ② 柿沼 貴志
- ③ 駐車場代 (5月分) ②

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。 **埼玉りそな銀行**

※ 領収書
※ 領収書
(別紙)

取引銀行	取引店	口座番号	0017 [REDACTED] *** **** *
取扱店	お取引日	時刻	56502 06-04-25 13:24
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	振込 ¥10,000 ¥0
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (500円) (100円) (50円) (10円)			

お振込明細またはご案内

お受取人	
ご依頼人	登録番号 0004 カキマタカツセイムカット ウツ ムツヨ様 電話番号 [REDACTED] 取扱番号 250001

印紙税申告済
付いた米浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

駐車場使用契約書

☆契約期間は
過ぎていますが
自動更新になって
います
18-2

貸主 [REDACTED] と借主 柿沼貴志は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃地借契約を締結した。

頭書 (1) 駐車場の表示

所在地 行田市忍2丁目144番1144番-12

頭書 (2) 使用目的

来客用駐車場

頭書 (3) 契約期間

令和2年8月1日から令和3年7月31日までの1年間

頭書 (4) 賃料

10,000円/2台 (支払い方法: 振込)

頭書 (5) 更新に関する事項

自動更新

[REDACTED]
[REDACTED]
貸主 署名 [REDACTED]

借主 署名

柿沼貴志

整理番号				6
------	--	--	--	---

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td></td><td>6</td><td>年</td> <td></td><td>5</td><td>月</td> <td></td><td>2</td><td>3</td><td>日</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td> <td>6</td><td></td><td></td> <td>27</td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		6	年		5	月		2	3	日				6			27				支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td><td></td><td>千</td><td></td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td><td>2</td><td>6</td><td>1</td><td>3</td><td>6</td><td>0</td> </tr> </table>	百万		千		円		2	6	1	3	6	0
	6	年		5	月		2	3	日																										
			6			27																													
百万		千		円																															
	2	6	1	3	6	0																													

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	事務所家賃	$82500 \times 34 \text{月} \times 0.9 = 222,750$
	駐車場代 (5~7月分)	$14300 \times 34 \text{月} \times 0.9 = 38,610$
		$\times =$

領収書等貼付欄

口座名義 松井 弘

埼玉県議会自由民主党議員団

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

別紙明細

_____ [振込手数料]

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、
 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 6 - 1

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。 RESONA

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
38802	06-04-25	14:59
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥104,500	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C認証 (破) (毀) (証)
万円	千円	千円

お振込明細またはご案内
お受取人
ミツビツユー・イツ"エイ
キソツチヨウ
普通 0798970
カク"ラント様
登録番号 0005
マツイヒロツ セイムカット"ウツ"ムツヨ様

ご依頼人
電話番号
取扱番号 300088
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。 RESONA

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
38803	06-05-23	14:08
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥104,500	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C認証 (破) (毀) (証)
万円	千円	千円

お振込明細またはご案内
お受取人
ミツビツユー・イツ"エイ
キソツチヨウ
普通 0798970
カク"ラント様
登録番号 0005
マツイヒロツ セイムカット"ウツ"ムツヨ様

ご依頼人
電話番号
取扱番号 300056
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。 RESONA

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
38805	06-06-27	16:56
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥104,500	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C認証 (破) (毀) (証)
万円	千円	千円

お振込明細またはご案内
お受取人
ミツビツユー・イツ"エイ
キソツチヨウ
普通 0798970
カク"ラント様
登録番号 0005
マツイヒロツ セイムカット"ウツ"ムツヨ様

ご依頼人
電話番号
取扱番号 600010
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

駐車場使用契約書

貸主 株式会社平野商事(以下「甲」という。)と借主 松井 弘(以下「乙」という。)は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	(住居表示)埼玉県朝霞市本町3丁目4番17号		
	名称	平野商事ビル駐車場	指定場所	

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	ニッサン セレナ	登録番号	
---------	----------	------	--

頭書(3) 契約期間

契約期間	2021年(令和3年)1月1日から2021年(令和3年)12月31日までの1年間
目的物件の引渡し時期	2021年(令和3年)1月1日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 13,000円 (別途消費税相当額 1,300円)		
敷金	金13,000円		
支払期限： 毎月末日までに翌月分を支払う			
支払方法	1. 口座振替	金融機関	
	2. 振込み	口座番号	
		口座名義	
	TEL:		
	3. 持参	持参先:	

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	株式会社平野商事
	住所	東京都江東区豊洲4丁目8番13号

管理業者	商号又は名称		
所在地	TEL		
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号		
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載		
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士:登録番号)	
		※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(6) 連帯保証人

連帯保証人	氏名	
	住所	
	極度額	円

頭書(7) 更新に関する事項

自動更新とする。

頭書(8) 特約事項

- 1、乙は車種を変更する場合事前に甲に連絡することとします。
- 4、第15条全文抹消

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2020年(令和2年)12月18日

甲・貸主	氏名 株式会社平野商事	TEL	
	住所 東京都江東区豊洲4丁目8番13号		
乙・借主 (個人の場合)	氏名 松中 弘	TEL	
	住所		
宅地建物 取引業者	商号(名称) 株式会社Grant	代表取締役 望月 誠	
	事務所所在地・TEL 東京都墨田区立川3丁目3番8号		
	免許証番号 東京都知事 (1) 第103854号		
宅地建物 取引士	氏名	登録番号	
	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	株式会社Grant 東京都墨田区立川3丁目3番8号 03-6659-9256	

事業用賃貸借契約書（更新）

貸主 株式会社平野商事（以下「甲」という。）と借主 松井 弘（以下「乙」という。）に基づき、2019年（令和元年）7月19日付事業用建物賃貸借契約（その後の変更を含み、以下「原契約」という）のうち、下記条項より甲、乙協議の上合意したのでこれを証する為、本契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。なお、下記条項以外については原契約の定め通りとする。

目的物件の表示

建 物	名 称	平野商事ビル 101号室			
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県朝霞市本町3丁目4番17号			
		(登記簿) 朝霞市本町三丁目26番地8、26番地10、26番地9 (家屋番号)26番8			
	構 造	鉄骨造/亜鉛メッキ鋼板葺/ (3) 階建			
	種 類	店舗・居宅	新築年月	1994年(平成6年)5月	
面 積	29.65㎡(8.97坪)				
附 属 施 設	無				

賃料等

賃 料	月額 82,500円 (内消費税等10% 7,500円)	管理・ 共益費	月額 0円 (内消費税等10% 0円)	火災 保険料	加入義務有り
敷 金	225,000円 (賃料 3ヶ月分)	電気代	月額 7,000円	水道代	月額 700円

第1条

原契約第2条及び原契約頭書(3)の契約期間「2019年(令和元年)7月20日から2022年(令和4年)7月19日まで」とあるを「2022年(令和4年)7月20日から2025年(令和7年)7月19日」までと変更する。

第2条

本契約書に定める項目以外のものは、すべて原契約に定める各条項を適用するものとする。

2022年(令和4年) 6 月 29 日

甲・貸主	氏名	株式会社 平野商	TEL	TEL・FAX 03-6204-2907
		代表取締役 張		
	住所	〒135-0061 東京都江東区豊洲4-8-13		
乙・借主	氏名	松井 弘	TEL	
	住所			
連帯保証人	氏名	原契約書通りとする	TEL	()
	住所			
保証機関	※機関保証を利用する場合に記入して下さい。			

	A		B	
宅 地 建 物 取 引 業 者	商号又は名称	株式会社 Grant	商号又は名称	
	代表者の氏名	代表取締役 望月 誠	代表者の氏名	㊟
	主たる事務所 所在地・TEL	東京都墨田区立川3丁目3番8号 03-6659-9256	主たる事務所 所在地・TEL	
	免許証番号	東京都知事(1)第103854号	免許証番号	() 第 号
	免許年月日	令和元年8月23日	免許年月日	年 月 日
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名		氏 名	㊟
	登録番号		登録番号	知事 第 号
	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	株式会社 Grant 東京都墨田区立川3丁目3番8号 03-6659-9256	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	

2019年8月吉日

松井 弘 様

貸主：株式会社平野商事
取引会社：株式会社MARUWA
不動産事業部

TEL：03-5638-1677

消費税税率変更についてのご案内

拝啓

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを頂き厚くお礼申し上げます。

さて、本年10月1日より消費税率が8%より10%に改正されます。

つきましては、貴社との間で締結されております不動産の賃貸借契約も下記の通り消費税率に変更されますので、ご案内致します。10月分賃料（9月末日支払分）より変更となりますので、何卒ご理解頂きますようお願い申し上げます。

敬具

記

物件の表示 平野商事ビル 101号

	2019年9月分賃料 (8月末日支払分)	2019年10月分賃料 (9月末日支払分)
	現在(8%)の金額	10%の金額
賃料	75,000円	75,000円
消費税	6,000円	7,500円
電気代	7,000円	7,000円
消費税	—円	—円
水道代	700円	700円
消費税	—円	—円
合計額 (お振込み頂く金額)	88,700円	90,200円

以上

2023年1月吉日

平野商事ビル テナント様

貸主：株式会社平野商事

新管理会社：株式会社Grant

代表取締役 望月 誠



管理会社変更のご案内

拝啓

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを頂き厚くお礼申し上げます。

さて、契約当初より現在まで、平野商事ビルの賃貸管理業務を貸主にて行ってまいりましたが、2023年(令和5年)3月より株式会社Grantにて行うこととなりましたので、ご連絡致します。

つきましては、2023年(令和5年)3月1日以降は、賃貸管理業務(家賃管理、契約更新手続き・解約手続き、共有部分を含む設備等のトラブル対応)は株式会社Grantにてとり行いますので、下記連絡先をご確認下さいませよう宜しくお願い致します。

管理会社の変更に伴い、賃料等の振込先につきましても、2023年3月分賃料等(2023年2月末支払い分)より、下記口座に変更となります。大変ご迷惑をお掛けしますが、何卒ご了承の程、宜しくお願い致します。

今後につきましても変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

〒130-0023

東京都墨田区立川3-3-8 彩美ビル1階

株式会社Grant 代表取締役 望月 誠

〈連絡先〉

電話番号 : 03-6659-9256 FAX番号 : 03-6659-9257

E-MAIL (代表) : contact@grant-realestate.com

【賃料等振込口座】※2023年3月分賃料(2023年2月末支払い分)より
三菱UFJ銀行 錦糸町支店 普通口座 NO. 0798970
株式会社Grant (グラント)

以上

整理番号 10

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	6 年 4 月 25 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse; margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right; font-size: small;">百万</td> <td style="text-align: right; font-size: small;">千</td> <td style="text-align: right; font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">49</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">500</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		49	500
百万	千	円							
	49	500							

使途	<p style="font-size: large; font-weight: bold;">政務活動事務所賃料</p> <p style="font-size: large;">(5月分)</p> <p style="font-size: large;">55,000 × 0.9 = 49,500</p> <p style="font-size: x-small;">政務活動に使用する割合が $\frac{9}{10}$ 以上であるため</p> <p style="font-size: x-small;">(按分した場合の積算方法)</p>
----	--

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

埼玉県議会議員 千葉 達也

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。 **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
56704	06-04-25	11:24
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥55,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円
お振込明細またはご案内		
登録番号 0002		
チャットツツヤ様		
電話番号 XXXXXXXXXX		印紙税申告納付につき通和税務署承認済
取扱番号 250001		

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

55,000

0

55,000

(振込手数料)

紙を使用すること。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

建物賃借契約書

(所在地) 加須市中央1丁目15-7建物1階南側部分13.2㎡(4坪)
(契約期間) 令和3年6月16日より令和5年6月15日まで
(賃貸料) 月額金55,000円也(税込)
(振込先) [REDACTED] 名義

上記物件を賃貸人(甲) [REDACTED] と賃借人(乙) 千葉達也 とで、下記条件により賃貸借契約を締結する。

(第1条) (使用目的)

1. 乙は本物件を「埼玉県議会自由民主党議員団 県政調査事務所」として使用する。
2. 営業種目に変更又は追加する場合は、3ヶ月前に甲に対し書面にて通知し、甲乙改めて協議し甲の承諾を得なければならない。

(第2条) (賃貸借の期間)

1. 賃貸借の期間は、令和3年6月16日から、令和5年6月15日迄の満2年間とする。
2. 期間満了6ヶ月前に甲乙双方から書面による異議の申し出がない時は、更に2年間継続使用することができる。

(第3条) (賃料)

賃料は前記記載の通りとし、乙は翌月分の賃料を毎月末日迄に甲指定の前記銀行口座へ支払うものとする。

(第4条) (更新時の賃借料)

賃借料は賃貸借期間満了2ヶ月前までに、甲乙協議の上増額することができる。

(第5条) (経費の負担)

甲は、本物件の水道・電気・電話等その貸室の使用に付随する諸設備の使用料は、甲の負担において当該業者に支払うものとする。公租公課も甲の負担とする。

(第6条) (権利の移転)

乙は、予め書面による甲の承諾なくして本物件の賃借権を、第三者に譲渡したり、担保に提供したり、その全部又は一部を第三者に使用させもしくは、共同使用することはできない。

(第7条) (改造・補修)

乙は、次に掲げる行為をする為には、予め書面による甲の承諾を得るものとし、その費用は乙の負担とする。

1. 造作・設備を新設し、附加し、除去し、又は変更すること。

2. 既設の電気器具及びガス・水道等の設備以外の新設・移転又は除去もしくは、器具の容量を変更すること。
3. 看板の取り付け・広告用垂幕、窓ガラスに文字を記入すること等。
4. 本物件又は建築物に対し前各号に準ずる原状の変更をすること。

(第8条) (破損・滅失に対する責任)

乙又はその関係人が、その帰すべき事由により本物件もしくは、その建築物ならびにその設備器具等を破損又は、滅失したときは、甲において補填又は、修理し、その費用ならびに損害金は、乙の負担とし甲の指定した日までに弁償せねばならない。

(第9条) (解約の申し入れ)

賃貸借期間中であっても、次の場合には本契約は終了する。

1. 甲が乙に対し、正当な事由に基づく解約の申し入れをなした後、6ヶ月を経過したとき。但し、甲の申し入れにより、乙がその期間内に退去したときは、その時において本契約は終了するものとする。
2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。
3. 乙が甲に対し、解約の申し入れと共に解約申し入れ後の賃借料3ヶ月分を支払ったとき。
4. 甲が乙に対し賃借料の値上げを通告し、乙がこれに同意せず解約を申し出たとき。

(第10条) (契約の解除)

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに将来に向かって本契約を解消することができる。

1. 乙が賃借料ならびに本契約記載の債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
2. 乙が死亡したとき。但し、10日以内に後継人より書面による申し出があった場合には、この限りではない。
3. 乙において公序良俗に反する行為があったとき。

(第11条) (明渡しの履行条項)

本契約が期間満了・解約・解除その他の事由により終了したときは、乙は直ちに下記の条項に従い、本物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は自然の消耗にかかるもののほか、本物件を原状に復するものとする。但し、乙がこれに従わないときは、甲において、これを行うものとし、その費用は乙が負担とする。
2. 乙は明渡し日までに、本物件内の乙の所有物等を、すべて搬出すること。乙がこれを実行しない時は、甲は10日間の猶予期間後、これを放棄したもののみなし、甲が任意に処分することができる。乙は、これがために生じた損害について、甲に賠償請求することができない。
3. 乙は、何等の名目を持ってするを問わず、本物件について支払った金銭の返還、移転料、立退き料、営業保証金等一切を甲に請求することはできない。
4. 乙は原状回復・明渡しに際して、甲に対しその事由名目の如何を問わず、本物件の造作・設備等について支出した必要経費等の償還請求を甲に対し一切行わないものとする。又、

乙は甲の同意を得て、本物件に附加した造作についてもその買取を甲に要求しないものとする。

(第12条) (負債事項等)

1. 甲は天災及び甲の責に帰さない火災・爆発・盗難又は、諸設備の故障・修理・維持保全、もしくは法律の改正・監督官公庁の行政指導に基づく工事等に起因する乙の損害及び一時使用停止については、責任を負わない。
2. 天災・火災・その他、甲の責に帰さない事由により本物件の大部分が滅失又は破損し、その使用が不可能となった場合には、甲は乙に通知して、無条件で本契約を即時解約することができる。

(第13条) (建物使用上の遵守事項)

1. 乙は、本物件につき、修繕を要する箇所が生じたときは、速やかにその旨を甲に通知すること。
2. 甲又は、他の甲の賃借人の営業・業務等を妨害、その他迷惑を与えないこと。
3. 危険物・不潔物・悪臭を出すもの、重量物等を本建物内に搬入・格納しないこと。
4. 動物を本建物内に搬入・飼育しないこと。
5. 共同使用部分を本来の目的以外に使用しないこと。
6. 本物件内に居住、又は宿泊しないこと。
7. 乙、及びその従業員、ならびに乙の関係人は、本物件を善良なる注意をもって管理・使用すること。

(第14条) (規則の遵守)

甲が建物管理の必要上規則を制定し、又は、注意事項を定めこれを乙に通知し、又は、適当な場所に掲示したときは、乙はこれを遵守する。

(第15条) (甲の立入権)

甲及び甲の従業員は、本物件諸造作・諸設備等の変更・修繕・防犯・防災・その他管理上必要と認められたときは、本物件内に立入りこれを点検し、適時の処置をとることができる。

(第16条) (紛争の解決)

本契約に紛争が生じた場合は、甲乙共に誠意を以って道義的に解決をはかるものとする。

(第17条) (書面による確認)

本契約各条項に基づく報告・承認・その他一切の意思表示は、すべて書面によらなければならない。

(特約事項)

建物本体の火災保険は甲の負担とし、乙の所有物の保険は乙の負担とする。

以上、本契約成立を証するために、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、各々その1通を保持する。

令和3年6月15日

賃貸人(甲) 住所



氏名



賃借人(乙) 住所 加須市中央1丁目14-17

氏名

千葉 達也

整理番号 - 1

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<input type="text" value="6"/> 年 <input type="text" value="4"/> 月 <input type="text" value="25"/> 日 <small>(他)</small>	支出額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="width: 30px; height: 30px; text-align: center;">21681</td> <td style="width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> </table>	百万	千	円		21681	
百万	千	円							
	21681								

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>事務所 駐車場代 (4~6月分)</p> <p style="text-align: right;">$24,090 \times 9/10 = 21,681$</p>
-----	--

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">領収書等貼付欄</div>	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p>
<p>日額 ¥7,900 合計 ¥8,030</p> <p>手数料 ¥330</p>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">別紙明細</div>	
<p>_____ [振込手数料]</p> <p>=====</p>	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。</p> <p>※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)</p> </div>	
<p>※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)</p> <p>※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。</p>	

ご利用明細票

ご利用明細票

ご利用明細票

本日はご利用いただいた金額が以下のとおりです。

本日はご利用いただいた金額が以下のとおりです。

本日はご利用いただいた金額が以下のとおりです。

年月日	取扱店番号	種別	処理番号	銀行番号
060425	014	020317		
種別	店番号	口座	番号	
09		現金扱		
お取引内容	手数料	お取引金額		
お振込		¥8,030		
お取引時刻	お取引後	残高		
16:24	おつり	¥2,000		
武蔵野銀行 武蔵野支店 口座番号 1088058 普通取人 カ.サツハウジツク様 受取人 サカイ EDE 様 依頼日 06-04-25 振込金額 ¥7,700 振込手数料 ¥330 振込手数料 0425044				
				印紙枚数 付につき大雷 控務署承認済

年月日	取扱店番号	種別	処理番号	銀行番号
060524	014	030337		
種別	店番号	口座	番号	
09		現金扱		
お取引内容	手数料	お取引金額		
お振込		¥8,030		
お取引時刻	お取引後	残高		
16:34	おつり	¥1,970		
武蔵野銀行 武蔵野支店 口座番号 1088058 普通取人 カ.サツハウジツク様 受取人 サカイ EDE 様 依頼日 06-05-24 振込金額 ¥7,700 振込手数料 ¥330 振込手数料 0524033				
				印紙枚数 付につき大雷 控務署承認済

年月日	取扱店番号	種別	処理番号	銀行番号
060626	014	030254		
種別	店番号	口座	番号	
09		現金扱		
お取引内容	手数料	お取引金額		
お振込		¥8,030		
お取引時刻	お取引後	残高		
16:22	おつり	¥0		
武蔵野銀行 武蔵野支店 口座番号 1088058 普通取人 カ.サツハウジツク様 受取人 サカイ EDE 様 依頼日 06-06-26 振込金額 ¥7,700 振込手数料 ¥330 振込手数料 0626015				
				印紙枚数 付につき大雷 控務署承認済

<ご注意>
 ○暗証番号は他人に絶対知られないようご注意ください。銀行員が電話などで暗証番号をおたずねすることはありません。

武蔵野銀行

<ご注意>
 ○暗証番号は他人に絶対知られないようご注意ください。銀行員が電話などで暗証番号をおたずねすることはありません。

武蔵野銀行

<ご注意>
 ○暗証番号は他人に絶対知られないようご注意ください。銀行員が電話などで暗証番号をおたずねすることはありません。

武蔵野銀行

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

整理番号 13 - 2

駐 車 場 使 用 契 約 書

〔物件の表示〕

名 称	グリーンハウジング	管理番号
所在地	埼玉県春日部市一ノ割一丁目490-2	
貸借人	榮 寛美	

〔賃料および支払方法等〕

賃 料	月額	7,700 円(うち消費税 700 円)	敷 金	円
管 理 費	月額	円(うち消費税 円)	札 金	円
共 益 費	月額	円(うち消費税 円)	更 新	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
付属施設料	月額	円(うち消費税 円)	更 新 手 数 料	新賃料の 1ヵ月分 (別途消費税)
雑 費	月額	円(うち消費税 円)		
契約期間	令和5年06月02日(水) から 令和7年06月01日まで			
支払方法	<input type="checkbox"/> 特約 <input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 口座振替			
振込先	口座No. XXXXXXXXXX 名義人 XXXXXXXXXX			

〔契約車種および任意保険〕

車 名	保険会社名
登録番号/色	証券番号/満期

〔その他〕

特約事項	この契約更新時に更新事務手数料として新賃料の1ヵ月分(別途消費税)を管理会社に支払うこと。申請証明発行の際、金5,000円(別途消費税)の費用がかかります。本契約に関する振込手数料及び口座引落手数料は借主負担とする。賃料は月単位契約です。住宅がある場合、前向き駐車すること。
------	---

令和 5 年 5 月 26 日

貸借人(甲) 住所: 埼玉県春日部市大場1057番地1
 氏名: XXXXXXXXXX 貸主代理人(株)物産バンク 代表取締役 金子勝博
 電話: 048-739-1235

借借人(乙) 住所: XXXXXXXXXX
 氏名: 榮 寛美 電話: XXXXXXXXXX
 勤務先: 埼玉県 住所: 埼玉県さいたま市清和区高砂3-15-1

緊急連絡先 住所: _____
 氏名: _____ 印 電話: _____
 極度額: _____

仲介人 免許番号: 埼玉県知事(2)第22757号
 上たる事務所: 埼玉県春日部市大場1057番地1
 商号又は名称: 株式会社サンハウジング
 代表者: 代表取締役 金子 勝博
 土地建物取引士: XXXXXXXXXX 登録番号 (埼玉) XXXXXXXXXX
 事務所名: 株式会社サンハウジング 電話: 048-739-1235
 所在地: 埼玉県春日部市大場1057番地1